

△資 料▽

山口における陪審裁判(1)

予審終結決定書・陪審公判始末簿および

刑事判決書を中心に見る陪審裁判

広島修道大学「明治期の法と裁判」研究会

加藤 高・紺谷 浩 司

増田 修・矢野 達 雄

(アイウエオ順)

目 次

- 一 はじめに
- 二 陪審公判始末簿から見た陪審裁判
 - 1 事件数とその概要
 - 2 年度別処理状況
 - 3 陪審公判始末簿
- 三 陪審説示集・問書集による事件の紹介
 - 1 ①事件(昭和四年二月一六日判決・尊属傷害致死被告事件)
 - 2 ②事件(昭和四年七月一八日判決・放火及放火未遂被告事件)
- 四 陪審法施行後の感想
 - 1 判事・検事の感想
 - 2 弁護士感想

五 おわりに

資料一 予審終結決定書

資料二 第一審判決書……………（以上本号）

資料三 上告審判決書……………（以下次号）

資料四 新聞報道に見る陪審公判

資料五 陪審公判を担当した判検事・弁護士の履歴

一 はじめに

本稿は、「広島における陪審裁判（一・二） 昭和初期の芸備日日

新聞・中国新聞の報道ならびに刑事判決原本を中心にして見る陪審裁判

」〔『修道法学』第二九巻第二号・第三〇巻第一号、二〇〇七年二月・

九月〕に続き、「山口における陪審裁判」に関する資料について、

山口地方裁判所・同地方検察庁および山口県立図書館などで調査

した結果を紹介するものである。

山口地方裁判所が保存している、昭和初期に行われた陪審裁判

に関する記録・帳簿の調査は、平成一九（二〇〇七）年一月二六

日、山口地方裁判所において、本研究会員四名（加藤・紺谷・増田・

矢野）が協同して行った。

山口地方裁判所には、陪審裁判に関しては、「陪審公判始末簿」

（昭和三年～昭和二年）と「予審終結決定書（謄本）」（昭和二年～昭和

一七年、昭和二年）の簿冊が保存されており、陪審の評議に付され

た事件が一件確認できた。また、現存の「予審終結決定書」簿

冊は、予審に付された全事件が綴込まれているわけではなく、その一部分でしかなかったが、陪審公判に付された「予審終結決定書」が、四件確認できた。

山口地方裁判所において陪審の評議に付された刑事判決原本について、平成二〇（二〇〇八）年三月一九日、山口地方検察庁において、本研究会員三名（加藤・紺谷・増田）が協同して、デジタルカメラによる撮影を行った。無罪判決二件は、保存期間が過ぎたのであろう、保存されておらず、有罪となった九件が保存されていた。

「防長新聞」・「関門日日新聞」に掲載された山口地方裁判所における陪審公判についての記事は、平成二〇（二〇〇八）年四月二二日・二五日、山口県立図書館において、本研究会員二名（加藤・増田）が協同して調査した。その結果、「陪審公判始末簿」において、公訴棄却と記録されている事件の中、一件が陪審の評議に付されていることが判明した。

山口地方裁判所および山口地方検察庁を始め、関係各位の御理解のもとに御高配を頂き、必要な資料の調査をすることができた。ここに深甚の謝意を表すものである。

（注一） 広島地方裁判所には、「陪審公判始末簿」と「予審終結決定書」

は残されていないので、「広島における陪審裁判」は新聞記事と刑事判決書とを中心に紹介した。なお、山口地方裁判所には、「第一

陪審公判始末簿」(昭和二年、昭和十二年)も保存されている。

(注2) 「陪審公判始末簿」や地元紙の記事などにより、全国でも特に無罪が多かったといわれる仙台的陪審裁判の模様を紹介したものに、林正宏「仙台の陪審裁判について」(『判例タイムズ』第六三〇号、一九八七年五月)がある。本研究会は、林論文に導かれて、裁判所に保存されている陪審裁判に関する資料を調査することが出来た。

(注3) 本稿においては、原資料の旧漢字は、氏名に用いられている場合を除き、原則として常用漢字を用いた。

二 陪審公判始末簿から見た陪審裁判

1 事件数とその概要

山口地方裁判所において、昭和三(一九二八)年から昭和一五(一九四〇)年までの間に、陪審の評議に付せられた事件の終局結果は、「刑事統計年報」によると、有罪九件、無罪二件、合計十一件であるという(『我が国で行われた陪審裁判』、最高裁判所事務総局・一九九五年、二三六頁)。しかし、同裁判所に保存されている「陪審公判始末簿」には、その外に控訴棄却が三件記録されているが、その中の一件は陪審の評議に付されているので、それを加えると二件となる。それらの事件の概要は、次の通りである。

事件	判決日(昭和年月日)	被告人	公訴罪名	判決内容
①	4・2・16	KT清吉	傷害致死	懲役2年(傷害)
②	4・7・18	MS峰雄	放火及放火未遂	懲役4年(放火未遂)
③	4・11・13	H勘一	強姦致傷	公訴棄却(猥褻)
④	4・11・21	YU鶴作	放火	懲役2年6月(放火未遂)
⑤	5・3・19	SI久槌	強盗強姦	無罪
⑥	5・5・10	HD哲雄	放火	懲役7年
⑦	5・12・11	SD一雄	殺人未遂	懲役3年
⑧	6・5・28	YY音松	強盗殺人	無罪
⑨	6・7・14	FM勘一	殺人	懲役7年

山口における陪審裁判(1)

⑩	7・1・20	A M鶴千代	強盗殺人	無期
⑪	8・4・11	Y D一藏	放火未遂	懲役3年
⑫	9・10・31	T Bハル	殺人教唆及死体遺棄教唆	懲役3年(未決120日通算)

(注1) 山口地方裁判所には、陪審公判始末簿は昭和二二年までしか保存されていないが、昭和九年一〇月の⑫事件以降は、陪審法が停止された昭和一八年四月一日までの間に、陪審に付された事件はないと思われる。山口地方検察庁でも、⑫事件以降、山口地方裁判所において陪審に付された事件は見あたらないという。

(注2) ①事件は、当時の刑法第二〇五条第二項(直系尊属傷害致死)により起訴されたが、傷害(刑法第二〇四条)と認定された(判決書)。

(注3) ②事件は、放火二件は「然らず」、放火未遂一件が「然り」と答申された(判決書)。

(注4) ③事件は、陪審員の答申が、強姦致傷については「然らず」、猥褻については「然り」であった(「防長新聞」昭和四・一一・一五)。

猥褻罪は告訴を待って受理すべき事件なので、公訴棄却となった(刑事訴訟法第三二六条第五号)。

(注5) ④事件は、放火未遂が認められた(判決書)。

(注6) ⑫事件については、死体遺棄教唆(刑法第一九〇条・第六一条)は、請求陪審事件であるが陪審の請求がなく、昭和九年一〇月三十一日、殺人教唆について陪審裁判が終わった後、同日、通常裁判

により懲役三月(未決三〇日通算)の判決があった(「防長新聞」昭和九・一一・二、判決書)。殺人教唆については、殺人幫助と認定された。

なお、殺人・死体遺棄の実行犯であるUY強助は自白したので、通常裁判によって、昭和九年一月九日、懲役一〇年(未決一八〇日通算)の判決を受けた(第一審公判始末簿)。

(注7) ②⑨⑩⑪事件は、上告したが棄却された(上告審判決書)。

2 年度別処理状況

山口地方裁判所における、法定陪審事件の年度別処理状況は、次の通りである。

昭和	3	4	5	6	7
受理件数	5	25	26	37	34
自白	4	13	8	23	25
辞退	1	8	15	11	9
陪審判決	3	3	3	3	
公訴棄却		1			
備考			公訴棄却は、強姦致傷事件		

12	11	10	9	8
44	48	43	45	45
25	36	27	38	28
11	11	16	5	16
			1	1
	1		1	
8件は、昭和12年内は未済	公訴棄却は、殺人未遂事件	辞退中、1件は一部自白	公訴棄却は、放火事件	

(注1) この表は、「陪審公判始末簿」に基づいて作製した。陪審判決は、判決が翌年の場合でも、事件が受理された年に記載した。

「陪審公判始末簿」では、受理年度において未済の事件は、翌年の簿冊に既受事件として転記されている。なお、山口地方裁判所では、法定陪審事件のみで、請求陪審事件はなかった。

(注2) 昭和四年の公訴棄却となった強姦致傷事件は、前掲③事件である。

(注3) 昭和九年の放火事件は、公判開始以前の昭和九年二月二十六日に、被告人が死亡したので(「関門日日新聞」昭和九・一二・一八、「防長新聞」昭和九・一二・一九)、決定で公訴棄却された(刑事訴訟法第三六五条第一項第二号)。

(注4) 昭和二年の殺人未遂事件は、公判開始以前の昭和二年六月一日に、被告人が死亡したので(「防長新聞」・「関門日日新聞」昭和一一・六・三、「関門日日新聞」昭和一一・六・四)、公訴の取消があり、決定で公訴棄却された(刑事訴訟法第三六五条第一項第一号)。

山口における陪審裁判(1)

(注5) 仙台では、昭和二年から、自白より辞退の方が圧倒的に多くなるというが、山口では、昭和二年までしか「陪審公判始末簿」が保存されていないし、昭和二年の辞退は一件で前年と変わらないので、そのような傾向があるかどうかは判らない。

(注6) 岡原昌男「陪審法の停止に関する法律に就て」(『法曹会雑誌』第二一卷第四号、一九四三年四月)には、昭和三年から昭和十七年までの全国「年度別・法定請求陪審事件受理総数」と「処理状況」が掲載されている。陪審事件は、昭和一〇年一八件(内、更新三件) 昭和一一年一九件(内、更新三件)、昭和一二年は一五件(内、更新二件) あったが、昭和一三年四件、昭和一四年四件(内、更新一件)、昭和一五年四件、昭和一六年一件、昭和一七年二件(内、更新一件)と、昭和一三年を境に激減する。「更新」は、陪審の答申を受理せず、他の陪審の評議に付すことである(陪審法第九五条)。

このように、昭和一三年から陪審公判が激減したのは、昭和一二年七月七日、蘆溝橋事件から始まった日中戦争(支那事変)の影響であろう。短期決戦を目指したものの、長期化する状況となり、陪審裁判どころではなくなっただけと思われる。

3 陪審公判始末簿

山口地方裁判所には、昭和三年から昭和二十二年までの間の「陪審公判始末簿」が保存されている、表紙はB5サイズの厚紙で、

中身はB4サイズ用の紙を二つ折りして綴ったものからなる。そして、「陪審公判始末簿」は、同じ年の「第一審公判始末簿」や「民事々件簿」などと一緒に合冊されており、その背表紙には「事件簿」と書かれている。

すなわち、昭和三年から昭和十一年までのものは、各年「事件簿」と題する簿冊に、民事は「第一審、第二審、申請、非訟、小作調停、上訴一覽簿（自大正七年至昭和三年）、抗告」、刑事は、「第一審、第二審、予審、共助」と、民事・刑事の事件簿が合綴されている。昭和十二年は、「民事第一審事件簿」と題しているが、内容は従来と同じで、「事件簿」と記載した表紙がつけられていない状態である。「事件簿」の厚さは、各年五・五厘乃至六・五厘である。

「陪審公判始末簿」は、最初の用紙裏の右端に「進行番号」、「接受ノ日」、「記録号」、「主任判事」、「主任検事」、「被告人ノ氏名」、「件名」、「勾留ノ日」、「保釈ノ日」、「責付ノ日」、「終局 年月日・要旨」、「上告 申立ノ日・完結ノ日・要旨」、「検事局への記録送付の日」、「備考」と印刷された各欄があり、その左方に、事件の進行番号順に、各欄に応じた内容を記入するように構成されている。

例えば、①事件が収録された「陪審公判始末簿」の表紙には、次のような記載がある。



（注）「登記済」は朱書、その他の記載は墨書である。

また、①事件に関する「陪審公判始末簿」の記載内容は、次の通りである。

「進行番号」欄は一、「接受ノ日」欄は一月七日、「記録号」欄は四年公一、「主任判事」欄は二、「主任検事」欄は相原、「被告人ノ氏名」欄は本籍島根県那賀郡□□村大字□□第□□□□番地、住居山口県厚狭郡□□村大字□□字□□瓦製造業、KT清吉、明治三十二年十二月□日生、「件名」欄は傷害致死、「勾留ノ日」欄は三年十二月十一日、「保釈ノ日」欄および「責付ノ日」欄は空白、「終局」欄の「年月」は四年二月十六日（注、判決年月日）、「要旨」は懲役二年、「上告」欄の「申立ノ日」は四年二月二十日、「完結ノ日」は四年二月二十八日、「要旨」は上告取下、「検事局へ記録送付ノ日」欄は四年三月四日、「備考」欄には勾留更新、決定

(二ノ九)と記載されている。

(注) 「終局 年月日・要旨」欄の「要旨」の項には、事件処理の内容、すなわち自白・辞退・公訴棄却、あるいは陪審の評議に基づき判決された場合は、その結果(例えば、無罪、懲役□年など)が記入されている。

三 陪審説示集・問書集による事件の紹介

『陪審説示集』(司法省刑事局・一九二九年、三四六頁―三七一頁)および「問書集」(『法曹会雑誌』第七卷第一〇号・一九二九年、四九頁―四三〇頁)によると、①②事件は、次のような事件であった。ただし、②事件は「問書集」には、収録されていないので、問書・答申は「防長新聞」・「関門日日新聞」の報道によった。

1 ①事件(昭和四年二月二十六日判決・傷害致死被告事件)

(1) 公訴事実の梗概

被告人ハ、実父KT力太カ常ニ酒ニ親ミテ家業タル瓦製造業ニ励マサル所ヨリ予テ同人トハ不仲ノ間柄ナリシ処偶々力太カ昭和三年十二月九日午後十一時頃居村ナルTS飲食店ヨリ酩酊帰宅シ酔狂シタル為被告人ハ力太ト口論シ立腹ノ余垂木ヲ以テ同人ノ頭部ヲ殴打シ因テ頭蓋腔内ノ右後硬脳膜動脈及左小脳実質ノ破裂ニ因ル出血ヲ起サシメテ力太ヲ死ニ致シタルモノナリ

山口における陪審裁判(1)

(2) 説示案

本件に関し、既に事実の審理、証拠調並に検事・弁護人等の犯罪の構成要素に関する事実上及法律上の問題に付ての意見陳述終りたるに依り、本官は法律の規定により、各位に対し法律上並に事実上の論点及証拠関係に付、説示を為さんとす。

検事並に弁護人は、各本件は如何に判断すべきかに関し、各其意見を述べたるも、本官は、各位に対し、其判断に関する意見を述べることは、法律の許さ、るところなるに付、之を避くるを以て、各位は既に取調べたる被告人の供述、証人の証言及示された各証拠とに基き、公平なる意見を以て評議の末、答申せざる可からすと告げ、次て本件公訴事実として、予審決定書記載の事実を告げ、論告の際注意せる如く、陪審員か本件犯罪事実の有無を判断するに付ては、当公判廷に於て取調たる証拠に拠てのみ判断す可きものにして、此証拠以外に公判廷外に於て見聞したること、其他の事柄は、判断の資料に加ふ可に非らざることを告げ、

右に関し、被告人は当公判廷に於て、昭和三年十二月九日、午後十一時頃山口県厚狭郡□□村なる自宅に於て、酩酊せる父力太と口論して、之と手にて殴合ひたること、並に同夜力太は外出し、自宅より約三丁許りを距りたるS太郎宅前に到り倒れ居り、頭部其他に創傷を蒙り死亡したることは相違なき旨供述し、而して、垂木を以て傷害したることなく、力太の死亡は傷害に因るや否は不明にして、被告の所為に基くものに非すと弁解せり。

四五(四五)

即ち、被告は、本件の公訴事実に関し傷害並に致死の点を認めざるものにして、公訴事実全部を否認するものなり。

本件を判断する証拠関係を、説明するに先ち、

本件に関する我刑法の規定を説明せんに、我刑法は不法に他人の身体を傷害するを傷害罪とし、傷害に因て人を死に致したるを傷害致死罪とす。

本件公訴事實は、尊属親に対する傷害致死罪に該当す。力太か被告の直系尊属たる父に該ることは、何ら争なき事實にして、傷害したりや否、傷害と死か原因結果の關係ありや否の二点に最も注意するを要す。而して、傷害と死と原因結果の關係ありや否に付ては、傷害の爲め死の結果を即時に生ずるを要せず。又、唯一の原因たるを要せず。傷害後多少の時間を経過するも、或は他に之を助勢する他の原因加はるも、苟も傷害か死の一原因たるに於ては、本罪を構成するものなることを、特に注意す可しと説明し、本件公訴事實に関する証拠としては、

前刻読聞けたる被告人に対する第一回予審調書中の被告は、父と争論し、垂木にて三、四回、両手にて父の頭部を殴りしか、父が出て行きし後、座敷に血か落ち居りしに驚きし旨、父はS日太郎宅前に倒れ居り、右耳より顔に掛け血か流れ居り、自分か垂木にて殴りし爲め傷付きしと思ひし旨、被告人の第三回予審調書中の親父か酒に酔ひ居る処を私か殴りし爲、死せしと思ふ旨の被告人の各供述記載、

本件公判準備書中、被告の供述として、父と争論の末、垂木を以て父の頭部を殴り、創傷出血せることは相違なく、妻か止めたるも三、四回殴りしやも知れずとの記載、

K T F ミエに対する予審問調書中、被告人は父力太とは、十二月九日の夜、自宅にて争論の末、殴合を為し、自分か止めしも、両人は庭に下り採み合ひを為し、父は外に出て行き、後に血か落ち居りしを見、父か傷付きしを知りたるか、亭主はアー迄遣るまゝと思つたか、胸か持てんから遣つたと申し居りし旨、並に後に垂木に血か付き居りしを見、亭主か該垂木にて、父を殴りしと知りし旨の供述記載、

鑑定書中、K T 力太の屍体には、第一乃至第八の創傷あり、

第一創傷は、右顛頂部の中央に前後に長さ五糎哆開横径〇・五糎の断裂挫創あり、創縁粗糙にして、深さ二・五糎骨膜に達す旨、第六創、左耳殼の中央部に丁字形の耳輪骨貫通創あり、創縁鋭利ならず、深さ骨膜に達する創傷ある旨、

第七創、右肩胛部に長さ二糎、上下に幅一・五糎の打撲による皮下溢血ある旨、

第八創、右胸部の中央に上下（長さ）二・五糎、左右（幅）一・五糎の打撲による皮下溢血ある旨、

其他前頸部の咽頭下部と胸骨把柄部の上縁に半月形の爪痕ある旨、
の各記載、

当公廷に於ける、証人T D來太郎のK T力太の屍体中の鑑定書第一創傷並に第六、七、八の創傷は、孰れも鈍体の襲撃に因るものにして、自傷とは認め得ざりし旨、第二、三、四創は、倒れたる為、自ら負傷せしものと認むる旨の各供述、等なりとす。

以上の各証拠か、被告人か垂木を以て、父力太を殴打し、其頭部、右肩胛部、右胸部等に打撲創傷を加へたるものなりや、否やを判断す可きものに属するものなり。

被告人は、父力太の身体を傷害したることなく、父力太は自ら躓きて土間に倒れ、瓦等に当りて負傷せるものならんと弁解せるを以て、果して然るや否やは、只今説明せる鑑定書の創傷状態並に証人T D來太郎の証言の創傷の性質等と参酌して慎重に考慮判断せざる可からず。

更に、進んで力太の死亡は、右蒙りたる創傷に基因するや否や、換言すれば死因は創傷に因るものなりや、即ち創傷と死因と原因結果の關係あるや否やの点は、本件を判断する重要な事項に属するを以て、最も慎重に証拠關係を参酌して考慮せざる可からず。之に関する証拠は、

前説明せる如く、鑑定書中の第一創傷の性質及脳部に生じたる損傷、即ち右第一創傷の為、硬脳動脈の出血と小脳實質を破裂せしめ、遂に死に至りたるものなる旨の記載、

被告人の第三回予審調書中、親父か酒に酔ひ居る処を、私か殴

山口における陪審裁判(1)

りし為、死せしと思ふ旨の被告人の供述記載、証人T D來太郎は、当公廷に於て、右第一創傷か死の主因にして、他に病的等の死因と認む可きものなかりし旨の供述を為すところなり。右の各証拠並に被告の父力太か被告と争論し、外出し三丁許り距りしS H太郎宅前に至り倒れ居り、後遂に死亡せる事實を参酌考量し、創傷と死と原因結果の關係あるや否やを適当に解釈判断す可きものとす。爰に注意すべきは、鑑定書には本屍は、頭蓋腔内の血管破裂と貴要なる小脳の破裂、瀦溜せる血液の量多きにあり、數分を出てすして致命せしものと記載あるも、証人T D來太郎の証言に依れば、右出血瀦溜までは、五分乃至十分を要し、其後數分時に於て死亡する意義にして、右は普通の場合なるも、力太の屍体を見るに身量十八貫余あり、稀に見る強壯体なりし故、受傷後三十分間位は生存し居りしやも知れずと供述し居れり、

依て、右の諸点を参酌して、原因結果の關係の有無を判断す可きものとす。

若し創傷と死と原因結果の關係なしとせば、死因は何に因て来りたるかに付、慎重に考慮するの要あり。証人T D來太郎は、他に病的等の死因と認むべきものなかりし旨供述し、並に力太か平素強壯体なりしことは、被告人の供述するところなるを以て、此等の点には深く注意せざる可からず。

要は、以上説示したるT D來太郎の証言並に鑑定書、被告人に対する予審調書の記載等の証拠關係を総括して、創傷と死と原因

四七 (四七)

結果の關係ありや否やを判断するを必要とす。

陪審員各位は、愛憎等の感情に捉はる、か如きことなく、冷靜公平に判断すへきものなり、と説示し、

主問・補問として、問書記載事實を示し、問書を陪審に交付し、且問書謄本の交付を請求し得る旨を告げ、

次で、陪審長互選及評議答申方法に付注意を与へ、評議室に退き、慎重審議し、公平に評議し、答申すへき旨を命したり。

(3) 問書・答申

主問

被告人ハ昭和三年十二月九日山口県厚狭郡□□村ナル自宅ニ於テ酩酊セル実父KT力太ト口論ノ末垂木(証第一号)ヲ以テ力太ノ頭部其ノ他ヲ毆打シ其ノ右硬腦動脈及小脳実質ノ破裂ニ因ル頭蓋腔内ノ出血ヲ起サシメ死ニ致シタルモノナリヤ

補問

被告人ハ昭和三年十二月九日山口県厚狭郡□□村ナル自宅ニ於テ酩酊セル実父KT力太ト口論ノ末垂木(証第一号)ヲ以テ力太ノ頭部其ノ他ヲ毆打シ其頭部其他ヲ傷害シタルモノナリヤ

答申

主問、然ラス

補問、然リ

- 2 ②事件(昭和四年七月八日判決・放火及放火未遂被告事件)
(1) 公訴事實の概要

被告人は

第一、被告人の伯父なる居村MT又一の住宅か、昭和三年三月三十日火災に罹りて全焼し、右火災は又一の妻イチ自らか放火せしもの、如き噂立ち、同人は同年六月頃、警察署の取調を受くるに至りし処、右噂は居村MSフサノ及MS義作の母ヤナ等の放言に因るものなることを、イチに於て聞知し、同人大に怒りて其実否を糺すべくMSフサノ方に赴き、同人及MS義作の母ヤナ等と激論し居るを、被告人は密に目撃し、其論争の状況より、寧ろMTイチ主張の如く、フサノ等に於て斯る噂を立てたるもの、如く思惟せられたるより、被告人は同人等の所業を悪み、爰に其住宅に放火して、フサノ等を懲しむる所あらんと決意し、

- (イ) 昭和三年八月十一日午後九時前頃、MS義作の居宅に赴き、長さ三寸周囲三寸位の藁束に、線香二本及燐寸約十本と竹箸とを挿し、更に其の周囲をタオルの切にて巻き(証第一、二号)、該線香に点火して之を義作方の西北屋根裏に差込み放火したる処、通行のNO米松に発見せられ消火する所となりし為め、屋根裏の一部分を焼燬したるに止まり全焼に至らず、
(ロ) 昭和四年三月二十二日午後八時頃、ハンカチを裂ひて長さ四、五寸位の繩と為し、之に燐寸十四本位と婦人の結髪用の

セルロイド製ビン十五、六本とを黒糸にて括付け（証第三号）、之を携へてMSフサノ方へ赴き、所持の燐寸にて右繩に点火し竹竿に挟んで、之をフサノ方の西横側の屋根裏に差込み放火せんとしたる所を、フサノに発見せられたるため目的を遂げずして逃走し、

第二、被告人方は素一家を支ふるに足るべき先祖伝来の資産を有したる処、居村MS國雄方より養子に來りし被告人の祖父亡喜平か、生前に飲酒し財産を蕩尽したるため、現在の如く他人の田地を小作すべき境遇に激変したる事実を、被告人の幼少の頃より、前年死亡せる祖母に教へられ訓戒激励せられたること屢々にして、其都度被告人は、祖父の生家なるMS國雄方を呪咀し居りしか、昭和四年一月の雪中、地主に納むべき小作米を実父幸四郎と運搬するに際し、偶々祖母より教へられたることを追憶して、家運の衰へたるを悲み、爰に益々MS國雄の家を呪ふに至り、遂に同家に放火して恨を霽さんことを決意し、同月十四日午後八時半頃、襪襦を長さ五寸位の繩と為し、其一端に燐寸軸木約十本を括付け、其周囲を新聞紙にて巻き（証第十八号、第十九号）、右繩の先端に火を点し、之を携へてMS國雄方へ赴き、同家西隅の屋根裏に差込み放火したる処、隣家のMS浦太郎の発見する所と為り、消火したるため、屋根裏を周囲約一尺位焼燬したるに止まり、全焼に至らざりしものなり。

(2) 説示案

山口における陪審裁判(1)

公訴事実として、予審終結決定書記載の事実を告げ、

公訴事実第一に付、

被告人は、厚狭郡□□村大字□□字□□□叔父MT又一住家か、昭和三年三月三十日全焼し、右火災は又一の妻イチ自ら放火せし噂立ち、同年六月警察署の取調を受けるに至りたること、

MS義作方火災は、通行人NO米松に発見せられ、木造藁葺の住家屋根裏の一部を焼燬したるのみにて、消止められたること、第二事実に付、

昭和四年一月降雪中に、地主MS壽介に納むべき小作米を、実父幸四郎と共に運搬したること、

MS國雄方に放火したる者ありたるか、隣人MS浦太郎に発見せられ、木造藁葺住家屋根裏周囲一尺位を焼燬したるのみにて、消止められたる事実あること、

は各被告人に於て認めて、争はざる所なりと告げ、而して、

第一事実中、

(イ) 事実

(一) MTイチか、自分の家に自ら放火したと云ふ噂は、MSフサノ及MS義作の母ヤナ等の放言に因るものなることを、イチに於て聞知し、大に怒りて其実否を糺すべく、フサノ方へ赴き、同人及右ヤナと激論したること、

(二) 被告人は、右激論を密に立聞きし、其論争の状況よりイチ主

四九（四九）

張の如く、フサノ等に於て、イチ自ら自家に放火したりとの噂を立てたるもの、如く思惟し、同人等の所行を惡み、フサノ方及義作方住家に放火して、同人等を懲しめんと決意したること、
(三) 被告人は、昭和三年八月十一日午後九時前頃、MS義作の居室に赴き、長さ三寸周圍三寸位の藁束に、線香二本及燐寸軸木約十本と竹箸とを挿し、更に其周圍をタオル布片にて巻き、該線香に点火して、之を義作方木造藁葺住家西北屋根裏に差込み放火したること、

(四) 事實

被告人は、昭和四年三月二十二日午後八時頃、ハンカチを裂きて長さ四、五寸位の繩と爲し、之に燐寸軸木十四、五本位と婦人結髪用セルロイド製ピン十五、六本とを黒糸にて括付け、之を携へてMSフサノ方に赴き、所持の燐寸にて右繩に添火し竹竿に挟んで、之をフサノ方木造藁葺四方垂尾瓦葺住家西横側の藁葺屋根に差込まんとしたる所を、フサノに発見、誰何せられたる為、目的を遂けずして逃走したること、

第二事實中、

(五) 被告人方は、素一家を支ふるに足るべき祖先伝来の資産を有し居たるか、居村MS國雄方より養子に來りたる祖父亡喜平か、生前飲酒し財産を蕩尽したる為、他人の田地を小作すべき境遇に激変したる事實を、被告人幼少の頃より、前年死亡せる祖母に教へられ訓戒激励せられたること屢にして、其都度祖父の生

家なるMS國雄方を呪咀し居りたること、
(六) 小作米運搬に際し、偶々祖母より教へられたることを追憶して、家運の衰へたるを悲しみ、爰に益々MS國雄の家を咀ふに至り、遂に同家に放火して恨みを霽さんと決意したること、
(七) 昭和四年一月一四日午後八時半頃、襤褸を長さ約五寸の繩と爲し、其一端に燐寸軸木約十本を括付け、其周圍を新聞紙にて巻き、右繩の一端に火を点し、之を携へて居村MS國雄方に赴き、木造藁葺住家西隅の屋根裏に差込み、放火したること、
は、各被告人に於て之を認めず、争ふ所なりと告げ、

右公訴事實に關する法律用語の意義

意思繼續とは、同一罪名に觸る、數個の犯罪か單一の決意に依りて行はる、意思の態容を謂ひ、同一罪名に觸る、とは、本件公訴事實を藉りて例示せば、第一の(イ)MS義作方の放火、(ロ)MSフサノ方放火未遂の如く、孰れも放火罪なる如き場合を謂ふものにして、數個の犯罪か單一の意思に依りて行はる、とは、右説明の如く數個の同一罪名に觸る、犯罪ありて、其數個の犯罪を犯人決意の方面より觀察して、互に共通したる連絡のある意思の態容を指稱するものなり。之を本件公訴事實を藉りて説明せば、第一の(イ)MS義作方放火と(ロ)MSフサノ方放火未遂とは、フサノと義作の母ヤナとか、被告人の叔父MT又一の妻イチは、自ら自家に放火したりと云ふ噂を立てたるものと思惟し、同人等の所行を惡み、其住家に放火して同人等を懲しむる所あらんと決意したり、と云

ふに在りて、此二個の放火と放火未遂とは、之を為すの決心か共通して連絡ありと理解さる、場合を云ふなり。又第二のMS國雄方放火は、別個の原因より敢行せられたりと謂ふに在りて、第一の(イ)(ロ)の事実とは、連絡關係なきものなり。要之意思継続、即ち連続犯とは數個の放火の決意か共通して連絡あることを、単一なる犯意又は意思継続と指稱するものなり。而して、本件第一の(イ)(ロ)の公訴事實は、右説明する連絡犯なりと謂ふ趣旨を包含し居るものなり。

進んで、住家焼燬とは、其儘に放任せば火か自然の勢にて住家を燃焼する程度に達したること、即ち火を放つに用する材料より、火か住家に燃へ移りて、打捨て置かは、自然の勢にて住家か燃焼する程度に達したるを謂ふものにして、住家か住家として用を為さ、る程度に焼けたるを必要とする意味にはあらず。又、住家か焼けて原形を存せざる程度に達することを必要とするものに非ずと説明し、

尚、弁護人は、放火犯の予備なるものなく、従て第一の(ロ)のMSフサノ方の放火は、公判廷に顕はれたる証拠に依れば、仮にフサノ方放火は被告人の所為なりとするも、被告人は放火に用ゆる材料を携へてフサノ方住家西側に到り、燐寸にて其材料に点火したる際、フサノに発見せられて逃走したるものなることを認め得べきのみにして、放火材料に点火したる以上の行為に達したるものに非ざるを以て、予備行為なり、放火の予備行為を罰すべき規

定なしと論ずれども、放火の予備を罰することは、刑法第百十三條に規定する所にして、弁護人の此点に關する議論は誤謬なり。併し、本件に於ては、各位は放火未遂か、放火予備かと云ふ法律上の論議を為すを要せずして、後に提出せらる、事實問題の存否を決すれば是る故に、斯くの如き岐路に迷ひ入ることは、全く無用の事柄なり。

次に、檢事並に弁護人は、各立場を異にせる關係上、其見解を異にせるは止むを得ざる所にして、熱心の余りか、互に被告人の性行に迄論及せられたるも、各位は被告人の性行を以て、公訴事實有無の判断の資料と為すは不可なり。又、檢事並に弁護人は、各位に対して常識に依りて判断すべきものなることを、力説せられたり。若其意味にして法廷に於て取調へたる証拠を度外視して、各位の常識に依りて、本件公訴事實の有無を判断せよと云ふ趣旨なりとせば、大なる誤なるも、若し右様の意味にあらずして、公判廷に顕はれたる証拠を、各位の常識に依りて、取捨を判断せよと云ふ意味なりせば、正当の注意なるを以て、陪審員各位は此点に誤解なきことを、特に希望す。

陪審員各位本件の取調を始むるに先ち論告したる如く、此事件に付、三日間に亘りて公判廷に於て、各位の面前にて親しく取調へたる被告人の申立、証人の申立、読聞けたる証拠書類、示したる証拠物件以外に、各位か新聞記事又は世間の風説噂話、又は其他に依りて知り得たる事柄は、一切各位の念頭より取去り、各位

は全然素地と為りて、当公判廷に於て各位の面前にて取調へられたる被告人の陳述、証人の証言、読聞けられたる証拠書類、示して弁解を求めたる証拠物件のみに付、公訴事実の有無を判断せざる可からず。

被告人は、各位の間かれたる如く、公訴事実の大部分を否認し居れり。併し、公判第一日に読聞けたる被告人の第一回乃至第三回の予審調書に依れば、本件公訴事実を大体に於て認め居れり。右予審の自白は其実なりや否やか、本件に關する主要の争点なりとす。此問題を決するには、各公訴事実に關連せる係争事実と其証拠關係を考察することに依りて、決せらるゝものなり。

先づ、第一の(ロ)、第一の(イ)、第二と云ふ順序に従ひ説明せんとす。

証拠關係

第一の(ロ)關係事實に付ては、

犯人は、二十歳以上三十歳以下の黒色の和服又は洋服を着し、足から上白く見へ、ズボン下を穿き居たりと思はれたるや、将又白ズボン下を穿き居たる松橋勇位の小男なりしやを決するの要あり。

此点に付ては、MSフサノの予審に於ける犯人の服装は、和服か洋服か判らぬか、黒い色の物を着て、足から上一尺位白く見へたから、白ズボンを着いて居たかと思ひますか、夜目の事故判然としたこと

は、判りませぬと供述し、及被告人の足を実験せられたる結果とに徴し、尚被告人が三月以上未決勾留に処せられる点も考量し、又MSフサノは当廷に於て、私方に火を放けんとした犯人は、白ズボンを着いて居ましたか、被告人よりは背か低く見へ、松橋勇位の小男に見へたる旨供述し、証人KM幸八は、MSフサノ方に放火せんとしたる者は、三十歳以下の白きパンツを穿きたる男なりしとの事に、夫れを目当に取押さへる積りにて、警戒に到りたる旨供述し、尚当裁判所検証調書に、MSフサノ方南隅は、一段高く石垣を築きて、道路より緩傾斜を以て邸内に入る通路を設けあるも、門、障壁等の設けなく、東側は何等囲ひなくして、通路を挟みて直ちに、隣家TH武雄方に対し、西側は道路より一段高く、自然に崖脚状を為して、相当年齢を経たる柏、椿、柿其他雜木繁茂し居りて、所謂藪状を為し、北側は西側より住家の三分の一に到る間は、小竹疎に生立し、西側より此部分は、粗雑なる竹垣を設けて、外圍ひとなしあり。住家は、右邸内稍西北に偏して建てられたる、南向の木造葺葺四方屋垂瓦葺の平家建なりとの記載あり。右状況よりして、犯行当夜月明りありとするも軽く識別し得るや、或は咄嗟の驚きの間に服装其他を錯覚無くして観察し得るやは、各位か慎重に考慮さるべき問題なり。

MSフサノ方北方竹垣を破りて逃走せば、負傷するや否やは、予審の検証調書中フサノ方西北側の藪は四、五本の竹と小笹雜

木が繁茂し、其間に枯枝や落葉が散在し居れるのみならず、外側には古き乍らも周圍四寸位の竹を横へ用ひて垣と為し居れる以上、此処を夜間に追はれて走り逃くるを急ぎて踏破せるものとせば、身支度の如何に依り直に断言するを得ざれとも、多分身体の何処かに負傷（但し創傷の類程度は勿論不明）ある可きを予想するに難からず。殊に、垣に用ひたる古竹一本と小指頭大の小笹一本が折れ、併も其の小笹の折り取られたるものは、未だ枯すして笹の色合ひに余り変化なく、垣竹の分も折れ口新しきは他に原因なき限りは、犯人逃走の際折れたるものたることを推定するに及び、右負傷の予想或は事実なるへきを思はしむとの記載ある旨、及当裁判所検証調書のフサノ方の右藪は、面積約二坪内外にして、最近に竹を切り取りたる跡所々に在り、又竹垣は小笹附着したる儘の竹及生立せる竹を其儘曲けて所々繩にて結びて作り居れり。若し、夜間追跡せられ右藪及竹垣を通過逃走し皮膚露出し居らは、身体何れの部分かに擦過傷又は突刺傷を蒙ることは、蓋し免れ難きことならんと思考せらる、旨の各記載あり。之を信するや否に依り決せらる。

尚又、本件に付、被告人が取調を受けるに当り、左下肢に十数個の負傷ありしことは、

証人H S 豊作の本年三月下旬、警察官に同行せられたる被告人の足を診たるに六個の傷あり、尚小さき創ありたるやも知れざる旨供述し、予審判事か左下肢の創に付作成せる被告人第一回

山口における陪審裁判(1)

予審調書の検証部分（創の部位、形状等は右検証部分の写を、手許に交付しある通りなり）の記載あり。

此を信するや否に依り決せらる。

又、昭和四年三月二十二日ONDセメント会社鉄工作業場にて、被告人か足背に負傷したるや否やは、弁護人提出のアンクルと証人H K 周一の被告人か当日アンクルを足に落し負傷したる旨の供述、証人M J 元平は同日被告人の足にアンクル落ちて負傷したることを聞知したる旨供述せり。

此点に付ては、数日前送付を受けたる当時、被告人か穿き居たりと云ふ足袋（証第二十一号）か押収され居れるか、血痕の附着し居るや否、実験の上決せられ度し。

右各証拠の真否は、各位の判断に依り決せらるへきものなり。

又、被告人は、本年三月二十二日夜、宇部駅構内を横断する際、張金に引掛り倒れて負傷したりと弁解し居りて、此れか証拠としては、

被告人の其旨の供述と証人M T 又一の被告人か駐在所附近の栄亭前に自分の俸清か居る旨告げたるに依り、被告人に見て来て呉れと頼みたる旨の供述、

其外証人K S 五六は、火災当夜、被告人と共に夜警に出でたる際、同線路内を横断したる事実あるか、其際には転倒したるか如きことはなかりし旨供述し居れり。

以上の証拠を信するや否に依り決せられる。

五三（五三）

当夜、被告人の負傷するや否やに關係ある被告人の服装は、洋服を着、地下足袋を穿き居たるや否や

は、被告人の同趣旨の供述と証人MSヤナ(被告母)、MS近一、KM孝八、KS五六の、被告人は当夜洋服を着し居たりと各供述せり。之れを信するや否に依り決せらる。

而して、右の如き服装にて、宇部駅構内に張りある張金に引掛りて転倒せは、右の如き負傷を生するや否に付ては、

当裁判所検証調書(各位の手許に交付しある第三回写参照のこと)の外囲ひ、即ち柵の高さは三尺五寸内外にして、柵の用材と用材との間隔は、大体二尺内外なり。而して、現に破損したる箇所所々ありて、右破損なくとも身体を屈すれば、自由に構内に侵入し得る關係にあり。而して、第一のシグナル線より(イ)の大動車(滑車)に互り引張りある張金は、第一シグナルの処最も高くして地上より三尺一寸の隔りあり。夫れより、(イ)の大動車に至るに従ひ次第に低下し居れり。(イ)の大動車の処の張金(導線)は、地上より三寸余上方を通し居るに過ぎず。而して、(ロ)の各大動車及(ニ)の転撤双動機に互り、引張りある導線及導管は、各地上より六寸内外上方を走り居れるを見る。第二シグナルより(ロ)の大動車に互り引張りある導線は、一条の針金にして、其他の導線(張金)は、各針金四本を巻き合せて作りたるものにして、周囲約四分を算し、(ハ)の大動車の処を走り居る張金(導線)は、其数八本あり。而して、右八本の張金の上方二

寸の処(地上より八寸)を、周囲二寸余の導管か右導線に沿ひて、遠方信号器に向ひ居れるを見る。而して、軌条は地盤より約一尺の地盛を為したる上に敷設しありて、其軌条の敷地及地盤には、指頭大のガラス及小さき砂利を二面に敷き、均し居れるを見る旨の記載あり。此等の状況よりして信否を決するの外なし。

昭和四年三月二十二日、被告人か□□□町IUキク方にて、証第六号と同一のピン二十本、KT小間物店にて証第七号と同一のピン二十本を買求めたることは、

被告人の右両家にて、各ピン二十本を買ひたる旨の供述、証人IUキクは証第六号と同一のピンを被告人と思ふ人に売却したる旨供述し、尚HF確朗の予審調書には、証第七号と同一のピン二十本を被告人に売りたる旨の供述記載あり。之を信するや否に依り決せらる。

証拠品第三号ピンは、証第六号、第七号のピンと同一なるピンを用ひあるや否や、

之は証拠品を実見して決定せらるべきものとす。

証第三号縋繩に燐寸軸木及ピンを結付けたるもの、証第四号(燐寸の発火したるもの)か現場にありたることは、

証人MK嘉一及MSフサノ各其旨供述し居れる処、其信否に依り定るものとす。

次に、被告人は、右購求めたるピンを遺失したるや否に付ては、

弁護人提出の外套隠囊は、綻ひ居れるか、右綻ひは其当時より綻ひ居たるや否やは、実見の上、適当に解釈せられたし。

尚、証人MS近一は、被告人を認めたる時、被告人は自宅風呂場の前に立ちボカンとし居たる旨供述し、証人KM幸八は、被告人を駐在所に至る畦道の処にて認めたる時、数度誰何したるか応答なく、追跡して愈く被告人なることを認めたり。其際被告は、平素とは違ひ快活を欠き、可笑しいなど後日感したりとの旨を供述し居れり、適当に信否を解せられ度し。

進んで、犯人は如何なる程度の行為を為したるやに付ては、

証人MSフサノ、本年三月二十二日午後八時頃、西側の尾垂下に在る薪を取りに、家の角の所迄到りしに、意外にも自宅西側床の後口の薪を置きたる所、自分より一間位離れたる所に、少し俯向様にして男子か立ち居りたる故誰何したるに、其男は北側の竹垣を破りて北方に逃げ、其れより自宅西方の道に出てたる迄は足音を聞きたるも、其れか何れの方へ逃げたるやは見届けざりき、自分は直に男の立ち居りたる所に到り見たるに、自宅北の竹垣の所に在りたる竹竿を北より瓦三枚目に立掛け居り、薪、松枝の前に証拠品第三号に火を点けたる儘のものか、投棄しありたる旨の供述あり。尚、被告人の放火材料に点火したる際、発見せられたる旨の予審調書の供述記載あり。之れを信するや否に依りて決すべき問題なり。

第一の(イ)関係事実に付ては、

山口における陪審裁判(1)

証拠品第一、二号か、現場に存在し居たることは、

当審証人MK嘉一、NO米松、MSサヨの此点に関する供述あり。此れか信否に依り決すべきものとす。

証拠品第一号に用ひある箸は、被告人方より領置せられたる証第十七号箸と又証拠品第一号に用ひたる黒糸と被告人方より領置せる証第九号黒糸とか同種類なるや否やは、

各証拠品を実験の上、決せられ度し。

証拠品第二号タオルに石油の臭ありたるや否やに付ては

証人NO米松、MSサヨは石油の臭ありたる旨、証人HS豊作は同タオルに油ありたる旨各供述せり。被告人方に石油を使用し居らざりしことに付ては、被告人及証人MSヤナ(被告人母)の石油を使用せずとの旨を供述せる外、当裁判所の検証調書に被告人方に石油を発見せざる旨の記載あり。

被告人方に殺虫油一罐ありて、幾分石油の臭気あることは、同検証調書に記載しあり。殺虫油が果して石油の臭ひするや否やは、実験則に照し適当に解釈せられ度し。証人MSサヨは、現場に在りしタオルの切れの臭ひは、殺虫油の夫れとは相違せる旨供述せり。以上を綜合考覈して、其信否を決せられ度し。

而して、被告人方東方裏口の柱及東側鶏舎の上、台所に吊しある竹竿等に纏繞又は古手拭掛けあることは(各位の手許に交付しある被告人方の見取図(第二図)参照のこと)、

右検証調書に同様記載あり、之れに依りて信否を決せられ度し。

五五(五五)

火災当夜、被告人か自宅及T H松夫方に居たることは、被告人の同趣旨の供述、証人T H松夫の昨年八月十一日M S義作方火災当夜九時頃来り、十五分か二十分かして、火事と云ふ声して被告人は出て行きたる旨供述せり。之を信するや否やに依り決せらる。

被告人方とM S義作方とT H松夫方なるT H駒之進方とは、近所なることは、当裁判所検証調書（各位の手許に交付しある第一凶写参照のこと）の第一凶の位置に依り決せられ度し。

被告人か予審に於て、本件の犯行を自白せることは、公判第一日に読聞けたる、被告人の予審調書の記載に依り承認せられ度し。右自白の信否に付ては、他の関係事実等と対照の上、適当に解せられ度し。

被告人か火災現場に駆付け、消火に尽力したることは、証人N O米松、M Sサヨ及被告人の同趣旨の供述あり。

之を信するや否やに依り、右事実の存否決せらる。

第二事実に付、

証拠品第十八号、第十九号か放火現場にありたることに付ては、

証人M K嘉一、M S浦次郎、M Sナツの此点に関する供述あり。之か信否により決せらる。

放火現場にありし証第十九号新聞か、大阪毎日新聞の昭和三年十二月二十一日付なることは、同証拠品に付て決せらるへく。

被告人方に大阪毎日新聞を購読し居りて、昭和三年十二月二十一日附の新聞中、饗宴の記事ある部分、即ち証第十九号に相当すへきもの欠け居たることは、

証人M Sヤナ（被告母）の先に供述の要旨を告げたる予審調書に、此点に符合する供述の記載あり。

尚、同証人の当公廷に於ける証言に、警官か初め大阪毎日新聞の購読の有無を尋ね、其次に昨年十二月二十一日付の新聞を求められ三枚出し、一枚不足するから探し置けと言はれて、娘か弁当包みに使用しあること判り、其後該新聞を警官に提出し、全部新聞は揃ひたる筈なりとの旨供述し、証人M K嘉一は、二度に新聞を受取りたることは相違なき旨供述せり。以上の信否に依り決せらる。

証第十八号に用ひあるして紐か、被告人方より提出しある証第十号乃至第十二号して紐と、又M S哲雄方より押収の証第八号して紐と符合まるや否やは、一々証拠品を見しして決せられ度し。

尚仮に、被告人宅より領置されたる物件は、現場に存する物件とか符合するか如く認めらるゝとするも、被告人宅のみに存する物件とは限らざるに付、此点も考究の要あり。

被告人か当夜□□部落に居りたることは、

被告人の自認と証人T H松夫の当夜被告人と共に夜警に廻りたる旨の供述、尚M Sヤナ（被告人母）は、被告人は当夜夜警に赴きたりと供述し居れり。尤も、当夜被告人か□□部落に居

たる事実のみにては、直に以て被告人か放火したりとは認められざるなり。深く探究して、其真否を決せられたし。

被告人か予審に於て、本件犯行を自白し居れることは、

公判第一日に於て、読聞けたる被告人の予審調査記載の通り為るか、其真否は争点に対する証拠関係とを比較研究して、適当に決せられ度し。

次に、原因に関する証拠としては、

第一事実が付、

M T イチか、自家に自ら放火したりと云ふ噂は、M S フサノ及義作の母M S ヤナ等の放言に因るものなることを聞知し、大に怒りて其実否を糺すべく、フサノ方へ赴き、同人及イチ、ヤナの三名か激論し居たる事実には、

証人M T イチ、M S フサノの二名か、同趣旨の証言を為し居る外、公判第一日に読聞けたる被告人の予審調査には、激論の内容は知れる旨の供述記載あり。尚、被告人は、当公廷に於て激論の内容は知らぬか、会社より帰途フサノ方の前を通つた際、三人か大声で何事か激論して居たのは知れり、証人M T イチの証言に対する弁解として、被告人は祖母の看病を為す時、イチ来り右口論の顛末を話し居りし故、聞知したる旨供述し居れり。此れか、右原因事実に関する証拠にして、其信否に依り決せらる。

次に、被告人は、右激論を密に立聞きし、其論争の状況よりイチ

山口における陪審裁判(1)

主張の如く、フサノ等に於てイチ自ら自家に放火したりとの噂を立てたるもの、如く思惟し、同人等の所行を惡み、フサノ方及義作方住家に放火して、同人等を懲しめんと決意したる事実の有無に付ては、

被告人は当公廷に於て、右様の事実なしと極力否認し居れるか、予審にては公判第一日に読聞けたる通り、自供したる旨の記載あり。右以外見るべき証拠なきものとす。

被告人の自白を信するや否に依り、決すべき問題なり。

第二事実の原因に付、

被告人方は、素一家を支ふるに足るべき、祖先伝来の資産を有し居たる処、M S 國雄方より養子に來りたる祖父亡喜平か、生前飲酒し財産を蕩尽したる為め、他人の田地を小作する境遇に激変したる事実の有無に付ては、

被告人は、予審に於ては公判第一日に読聞けたる通り、自白し居れるか、当廷に於ては祖父亡喜平か飲酒して財産を蕩尽したるか如き事実なしと否認し居れり。此点に付ては、証人M S ヤナ（被告の母）は、被告人の当廷に於ける供述と同趣旨の証言を為し、尚同証人は財産か幾分減つたのは、証人の夫の弟か東京の學校に行き其學費に要したりものなり、其弟は遂に病死したる旨供述し居れり。

其他右原因事実に関しては、見るべき証拠なし。宜敷以上の証拠を綜合して、適正に判断せられ度し。

五七（五七）

次に小作米運搬に際し、偶祖母より教へられたる祖父亡喜平の飲酒財産蕩尽の事実を追憶し、家運の衰へられたることを悲しみ、益々MS國雄方を咄ふに至り、遂に同家に放火して恨みを霽さんと決意したる事実の存否に付ては、

被告人は予審に於ては、読聞けたる調書記載の通り、自白し居れるか、当公廷にては大いに争ひ居れる処なりとす。

此原因事実に関する証拠としては、

右被告人の供述の外、証人MS壽介の小作米を運搬し来りたるは、昭和四年一月十五日と思ふ、其後曾て前例なき領収書を被告人の実父幸四郎の求めに因り交付したり、と供述し居れり。

同人の証言を信するに於ては、MS國雄方の火災は、一月十四日なるを以て、原因事實は消却さるる事となるへし。深く考量すべきなり。

要之本件は、叙上説明したる各証拠の信憑すべきものなるや否や、及争と為れる関係事實の存否に考究判断せられて、公訴事實の有無を評決せられ度しと、説示し、

主問補問として、問書記載の事項を示し、且問書の趣旨を説明し、尚補問第二は未遂罪、第三は予備行為に止まるや否やを問ふ趣旨なりと注意を与へ、

次で、陪審長互選及評議答申方法に付注意し、評議室に退き、慎重公平に審議し、評議の結果を答申すべき旨を命し、陪審に対し問書を交付したり。

(注) 判決書では、公訴事實第一(ロ)MSフサノ方住家に対する放火未遂は、有罪と認定されているが、公訴事實第一(イ)MS義作方住家に対する放火、および公訴事實第二(MS國雄方住家に対する放火は、無罪である。

(3) 問書・答申

主問

第一(公訴事實第一について)被告人は、継続意思を以て、MS義作方住家及びMSフサノ方住家に放火したる事實ありや。

第二(公訴事實第二について)被告人は、MS國雄方住家を焼燬せんと決意し、其屋根裏を周囲一尺位を焼燬したるのみにして、消止められたる事實ありや。

補問

第一(公訴事實第一(イ)について)被告人は、MS義作方住家に放火したる事實ありや。

第二(公訴事實第二(ロ)について)被告人は、MSフサノ方住家を焼燬せんと決意し、フサノ方に赴き、放火材料に点火して竹竿に挟み屋根裏に差込み放火せんとしたる所を、フサノに発見誰何せられて、逃亡したる事實ありや(放火未遂)。

第三(公訴事實第一(ロ)について)被告人は、MSフサノ方住家を焼燬せんと決意し、フサノ方に赴き、放火材料に点火したる際、フサノに発見誰何せられて、逃亡したる事實ありや(放火予備)。

答 申

主問 第一「然らず」、第二「然らず」。

補問 第一「然らず」、第二「然り」。

(注) 主問・補問の復元は、「防長新聞」・「関門日日新聞」(昭和四・七・

一八) および前記「説示」によるので、概略に止まる。

四 陪審法施行後の感想

陪審法が施行されて一周年を記念して発行された、『法曹会雑誌』陪審法実施記念号(第七卷第一〇号、一九二九年一〇月)には、全国の裁判官・検察官などの陪審法実施に対する感想が収録されている。

また、陪審法施行三周年・新民事訴訟法施行二周年記念号として発行された、『法曹公論』(第三五卷第九号、一九三二年一〇月・日本弁護士協会)には、全国各地の二〇〇余名の法曹(大部分が弁護士)から、陪審法と新民事訴訟法についての感想が寄せられている。

ここでは、前掲『法曹会雑誌』に掲載された山口県の裁判官・検事の感想と、前掲『法曹公論』に掲載された、山口県の弁護士感想を紹介しよう。

(注) 全国の判事・検事・弁護士らの感想を分析したものは、林正宏「わが国陪審裁判実施後の反響 法曹らによる感想集から」(『法学七

山口における陪審裁判(1)

「ミナー」第三六卷第八号、一九九一年八月)があるので、参照されたい。

1 判事・検事の感想

① 杉本時三郎(山口地方裁判所検事正)

陪審法実施後正に一周年となった。陪審裁判の成績は強ち不良でもないが、勿論好結果でもない。当庁法定陪審事件は、実施以来本年七月末迄に総計十六件である内、公判準備の取調に於て公訴事実を認めたもの十件、陪審を辞退したものの四件、陪審の評議に付したものの二件で、陪審の答申は二件共に先ず六分位の出来栄である。其の外に請求陪審事件は一件も無い。恐くは、全国の状勢も同様であらう。陪審が、斯く予期以上に不人気でもあり、成績も良くないのは、陪審員の訓練が足らないのと、国民が陪審に余り多くを期待せぬからであらう。司法当局は勿論、国民一般は大に考慮せねばならぬと思ふ。試に陪審法実施後の感想を述べて見よう。

一 陪審法廷の權威 司法裁判の民衆化は、時代の要求であるけれども、何処までも法廷の權威を損してはならぬ。由来、權威ある法廷より、權威ある裁判が生れるのである。裁判長の態度、用語、検事の論告、弁護人の弁論等は、通常裁判の法廷と著しき軒輊があつてはならぬ。要は、唯素人の陪審員に解り易き口調を尊ぶのに過ぎないのであつて、徒に敬語を濫発して、卑屈に流

五九(五九)

る、ことは慎まねばならぬ。

二 陪審裁判は、直接審理主義であるから、証人等の喚問が通常裁判に比し、自然多いことは勿論であるが、苟も予審制度の存する以上は、事案を判断する上に於て左程重要ならざる事実の立証に付ては、陪審法第七十五条の精神を活用して、成るべく予審調書に譲りて、相互に異議を唱へぬ法廷慣例を馴致したいと思ふ。陪審法廷を一の戦術と心得、猫も杓子も証人に喚問して、陪審員の脳裡を攪乱することは避け、陪審法廷には互に道義的觀念を以て起たねばならぬことを、特に痛感する。

三 被告人は、陪審裁判を受くる為に、事実を否認せねばならぬ。従て、是迄の自白を取消す常套手段として、遑て司法警察官の人権蹂躪を誣る場合が多い。司法警察官こそ好い迷惑である。司法警察官は、他山の石として、大に反省すべきことは勿論であるが、謂はれなき被告人の誣言を軽信し、之を弁論の利刃とすることは、人格ある弁護人の避くべきこと、思ふ。

② 矢崎憲明(山口地方裁判所長)

一 陪審員は其責務の重大なる自覚著し

呼出を受けし陪審員中一、二を除く外は、悉く出頭し、甚だしく定刻を遅くる、者なし。不出頭者は、相当の事由を疎明して届出を為す。無届不出頭者なし。審理に立会し、頗る熱心に傾聴注意し、評議に入りても証拠物を取寄せ実験する等、頗る緊張苟もせざる態度あるを見る。

就中、遠隔の地方よりは、出頭時刻を遅れざる為め、前夜に來泊する如き、宿舎に於ても静肅にして、酒を嗜む者も晩酌を為さざりし如き、孰れも責任の重大なる自覚著しく賞賛に値す。

二 訊問、弁論、説示

以上の三者は、陪審裁判の中核に属し、最も必要の事項に属す。裁判長の訊問は、陪審をして、其要領を会得せしむるを必要とす。然るに、此点に意を致さざるを見る。

検事並に弁護人の第一次弁論に於て、各其範疇を逸脱し、論難するを見る。此場合には、裁判長の注意又は説示に於て、是正の要あるも、斯の如きは法廷の体面上、注意を要すべく、殊に両者共に陪審員に対し敬意を表するに過ぎ、時に諛辭を弄する感なきに非らず。

説示は、陪審の中核中最も重要な事項に属す。自ら局に当りて、困難を感じるのみならず、他の説示を傍聴するも遺憾を感じる点、少しとせず。是れ、一に法に意見を述べざるを禁制あるに因る。大なる工夫と熟練とを要す。或程度迄は、進みて陪審の心証を喚起するに務むるの要あり。

三 答申

責任感を基本とし、常識と感情とを経緯とし、被告人の責任を重からしめんよりは、軽からしめんとする傾向あり。動もすれば、消極に流れんとする嫌ありと雖も、甚だしき失当を見ず。

元來、法律素養並に経験なき常人に対し、裁判官同様の判断を

要求するは、誤まり。之に依て悉く事実の真相に適する裁判を為さんと期待するは、不能を求むるに近し。甚だしき失当の場合には、再陪審も已むなきも、其他は之を採択し、刑の裁量等によりて、適当に調制すべき乎。

四 陪審の眞価

陪審実施後日浅く、其価値如何を断言し難きも、普通裁判に比して優れりとの声を聞かざるのみならず、我等亦敬意を表し得ざるを遺憾とす。巨額の準備費と毎件数百円の費用を要す。国民司法権参与の代償とせば、欧州先進国の血を以て得たるに比し、或は廉なるべきも、物質上の費用は兎に角、是に依て裁判の威信と国民思想の上に及ぼす影響、果して如何、深甚の考慮を要す。国民が司法権に参与する美名の外、陪審の価値幾許ぞ、如何にせば其眞価を發揮し得ん。只、陪審実施の爲め、著しく国民の裁判に關する了解を増進し得たるは、争ふ可からざる事実なり。是蓋し陪審価値の一なりと謂ふを得可き乎。

五 新聞紙弁護士其他の者の注意

陪審員は、感情に駆られず、予断を懷かず、白紙状態にて公平に判断するを必要とす。然るに、陪審事件の開廷に直面し、新聞紙等に事件の犯情其他被告人の性行等に関し、詳細の記事を掲載し、弁護士は必ず無罪なるべしと等の意見を公表し、或は司法關係の職員が被告が自白を翻したる弁解は信ずるに足らず、若くは何々の陪審の答申は不当なり等の意見を公表する如きは、孰れも

山口における陪審裁判(1)

陪審員の心裡に一抹の暗影を投ずる虞あり、大に注意を望む。

六 陪審法廷と普通法廷

兩者其設備に甚しき懸隔あり。普通法廷も其設備を完備し、大差なからしむを要す。

証人台使用に就ては説あるも、余は之を使用する可なるを信ず。

普通法廷にも之を設くるを可とす。

③ 相原守正(山口地方裁判所検事)

陪審立会の偶感十則

- 一 陪審員心の底から敬すべし、百姓町人気分は失敗の基。
- 二 陪審に遠慮気兼は無用なり、言ふべき事は何処までも。
- 三 折角の忌避権行使せよ、附近縁故の陪審員直ぐ判る。
- 四 検事の質問時に必要、都合善き証言重ねて言はせ。
- 五 弁護士の違法弁論氣に懸けな、後で甘く抜き下せ。
- 六 警察の人権蹂躪極り文句、よく陪審員に説き知らせ。
- 七 最初の論告八分に止め、相手の長舌残りの二分で打ち壊せ。
- 八 議論弁駁上品に、泥試合は検事の負と思へ。
- 九 陪審は検事と弁護士との信用競べ、雄弁長説末と悟れ。
- 十 陪審員の答申罵るな、然り然らずは検事の責任と知れ。

2 弁護士の感想

① 兼崎理藏(下関)

現行法は、失敗である、改正しなければならぬと思ひます。

六一(六一)

② 弘重定一(下関)

西洋の陪審法は、歴史的社会的要求に應じて、必然的に生まれたものだが、我国のは、斯る要求なくして出来た故に、恐らく其効果を挙げ得ないであらう。寧ろ廃止して、裁判所職員優遇の途を講ずるに如かず。

③ 中村了詮(山口)

現時行はる、裁判長の説示を聴くに、概ね自己の意中に画きたる心証を暗にほめかして、陪審員を誘導すべく、巧に示唆するを以て能事とするもの、如し。為めに、陪審員を木偶視して、陪審裁判の根本精神を滅却し居ることが、同法施行後一般不人氣の最大の原因なりと思ふ。故に、(イ)裁判長の説示は、検事と弁護人の論旨を公平に対比して其争点を簡明に摘示するに止め、冗長なる説示をやめること。(ロ)検事及弁護人は、裁判長の説示に対して、反駁意見を述べるを得ることに、規定を改正するの要ありと思ふ。

④ 吉田助(下関)

陪審事件の成績は(私の知る範囲に於ては)、概して良好なることを、疑はぬであります。唯其の運用には、猶多くの論ずべき点があると思ひますが、そも今後の習熟と立法技術とに依つて、充分所期の成果を挙げ得ること、信じます。

⑤ 弘中武一(山口)

陪審法が、我国情に適せず、屹度失敗に終ることは、其実施前

貴誌に陳べたることあり。

施行後の実績は、果然適中、余は今更と論なるもの、価値を疑ふ要するに、陪審法は、床に飾りて眺むべく、用ゆべきものにあらざるを思ふ。

五 おわりに

本稿は、平成一九(二〇〇七)年二月一日(午後一時〜三時三〇分)、広島修道大学図書館会議室において開催された「広島修道大学『明治期の法と裁判』研究会」第四回研究会において、増田修が報告した「山口における陪審裁判 予審終結決定書および陪審公判始末簿から見る」の原稿に、その後を実施した、山口地方検察庁における刑事判決書の調査、および山口県立図書館における陪審公判に関する報道記事の調査により収集した、資料を増補したものである。

ところで、我国で行われた陪審裁判における最大の問題点は、裁判長による説示と陪審員による評議・答申、それに伴う再陪審であろう。

広島県の弁護士秦良一は、裁判長の説示(陪審法第七七条)の廃止と、再陪審(陪審法第九五条)の廃止などを主張しているが(「法律新聞」昭和六・八・三三)、裁判長の説示・問書の交付に続く、陪審員の評議を経た答申は、「被告人の責任を重からしめんよりは、軽からしめんとする傾向あり、動もすれば、消極に流れんとする嫌あ

りと雖も、…甚だしき失当の場合には、再陪審も已むなきも、其他は之を採択し刑の裁量等によりて、適当に調制すべき乎。(矢崎憲明山口地方裁判所長)」という状況にあつた。

弁護士達は、陪審裁判が実際に行われて、説示と再陪審が被告人にとつて不利益であると、見て取つたのである。すなわち、陪審員の答申は、通常裁判に比べて罪名は軽くなることはあるが、量刑は裁判官によつて調整されて変わらず、また、弁護士が無罪と思つても、検察官の論告のみならず、裁判官の説示により有罪の答申に誘導されることがあり、そして無罪であつても再陪審があると思つと、陪審に付されるのを辞退するのは自然であつたのである。

(注1) この研究会には、廣田聰広島高等裁判所判事、小西秀宣広島地方裁判所長、佐藤洋志広島地方検察庁総務部長、石本俊憲広島県立文書館長をはじめ、弁護士、大学教授、一六名が参加した。

(注2) この資料紹介のうち、予審終結決定書・刑事判決書・新聞記事のファイル作成および本稿の校正は、紺谷浩司、矢野達雄、増田修が協同して行つた。なお、本稿の編集は増田が行い、文責は増田が負うものである。

(注3) 秦良一(広島弁護士会所属弁護士)による、説示の廃止と再陪審に付きぬ等の法改正に付いての主張は、「広島における陪審裁判」〔修道法学』第二九卷第二号、一九〇〇七年、四七六頁)に

山口における陪審裁判(1)

収録しておいたので参照されたい。

秦は、「専門家から見た判断と、或る時には相違を来たすことがあるかも知れぬ。…それを、専門的に見て不安なりとして、説示によつて陪審員を指導し、陪審員の頭を整理せしめんとすることは、間違ひであつて、いらざるお節介である。…」お上の申さるゝことに、嘘や間違ひのあらう筈なし、忽ち評議一決「然り」と答申せられ、それで控訴審を奪はるゝ虞を予見しては、進んで誰が陪審を希望せうぞ、こゝに、陪審不振の最大原因があると思ふ。」といふ。

(注4) 『法曹公論』第四〇巻第四号(日本弁護士協会録事・一九三六年四月)の「裁判長面食ふ」というコラムには、次のような陪審裁判に関する記事が紹介されてるが、当時の陪審員の程度を示ものである。

山梨県北巨摩郡□村の農家Y M元春が、昭和九年十一月十九日姑を殺した尊属殺人事件の陪審裁判は、甲府地方裁判所で開廷されたが、野村裁判長の問書に対し、陪審員は、

—主問「殺人罪なりや」、答申「然り」。補問「傷害致死罪なりや」、答申「然り」。別問「正当防衛なりや」、答申「然り」。

との答弁を為し、殺人罪を承認しながら、被告の行為を正当防衛と見ていたので、裁判長は右答申を不審と認め、再陪審に付することになった。

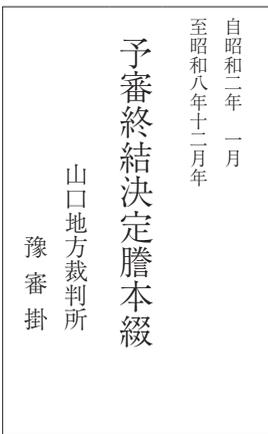
(注5) 裁判員制度では、説示は評議の中で行われると思われるので、

判決の総ては密室の評議で決定され、判決の合意が形成されたブ
ロセス・内容は秘密とされる。捜査でさえ、透明性が要求される時
代において、判決における評議の秘密だけが、絶対的なものとされ
る理由はない。国民の司法参加が、真に行われているのかを検証
するためには、説示・評議の議事録が作成され、公開される必要が
あるのではないか。それは、裁判員制度の施行三年後に制度の見
直しをする資料としても、その成功・失敗を判断するに当たり、最
も必要とされるものであろう。

資料一 予審終結決定書

陪審の評議に付された事件中、その予審終結決定書謄本が、山
口地方裁判所に保存されていたのは、⑤⑦⑩⑫事件の四件である。
山口地方裁判所に保存されている、予審終結決定謄本は、①自
昭和二年至昭和八年の分が「予審終結決定謄本綴」、②自昭和九
年至昭和十一年の分、および③昭和十二年分は各「予審終結決定
綴」、④自昭和十三年至昭和十四年分は「予審終結決定綴」、⑤昭
和十五年分は「予審終結決定書綴」、⑥昭和十六年分、⑦昭和十
七年分、および⑧昭和二十一年分は各「予審始末簿」と題する簿冊
に合綴されている。

予審終結決定綴の表紙は、B5サイズの厚紙である。例えば、
⑤⑦⑨事件が綴られている簿冊には、次のような記載がある。



自昭和二年 一月
至昭和八年十二月年

予審終結決定謄本綴

山口地方裁判所

豫審掛

(注) 表紙の文字
は、総て墨書
である。

綴られている予審終結決定書には、B4サイズの半紙を二つ折
りした用紙が用いられている。各簿冊の厚さは、①八・五糎、②
六・五糎、③二・五糎、④四糎、⑤三・五糎、⑥〇・二糎、⑦〇・
二糎、⑧〇・三糎である。

(注1) ⑤⑦⑩事件は、「自昭和二年一月至昭和八年十二月」の①簿冊に
綴られている。

(注2) ⑫事件は、「自昭和九年一月至昭和十一年十二月」の②簿冊に綴
られている。

⑤事件 (昭和五年三月一九日判決・強盗強姦被告事件)

予審終結決定

本籍 山口県阿武郡□□村□□□□番屋敷

住居 同県同郡□□町株式会社TS銀行SS支店内

銀行員

S I 久 穂

明治三十九年一月□□日生

右ノ者ニ対スル強盜強姦被告事件ニ付予審ヲ遂ケ決定スルコト左ノ如シ

主 文

本件ヲ山口地方裁判所ノ公判ニ付ス

理 由

被告人ハ肩書居町株式会社TS銀行SS支店ニ行員トシテ勤務中薄給ナルニ拘ラズ遊興ニ耽リ昭和四年十月二十五日給料約二十八円ヲ受取り同町其他ニ於テ遊興ヲ為シ翌二十六日午前二時頃帰宅シタルカ其間ニ於テ所持金全部ヲ紛失シ小遣錢ニサヘ窮スルニ至リタルヨリ茲ニ金円奪取ノ意思ヲ生シ同日午前四時頃同町字□□町呉服雜貨商YN徳治郎居宅ニ階裏手ノ板戸ヲ開キテ屋内ニ忍入り金円搜索中同家離座敷ニ右徳治郎ノ養女YN藤子(明治四十一年生)ノ臥寐シ居ルヲ見テ同人ヲ強姦シ且金円ヲ強奪センコトヲ決意シテ西洋手拭ニテ頬冠リヲ為シ流シ場ニ在リタル出刃包丁ヲ手ニシテ其離座敷ニ赴キ其包丁ヲ右藤子ニ示シテ同人ヲ脅迫シタル上姦淫ヲ遂ケ更ニ其包丁ヲ突付ケテ金ヲ出セト脅迫シタルモ同人カ之ニ応セザリシ為金円強取ノ目的ヲ遂ケサリシモノナリ以上ノ事実ハ公判ニ付スルニ足ルヘキ嫌疑アリテ之ヲ法律ニ照ス

山口における陪審裁判(1)

ニ被告人ノ所為ハ刑法第三百十条第二百四十一条前段ニ該当スル犯罪ナリト思料シ刑事訴訟法第三百十二条ニ則リ主文ノ如ク決定ス

昭和五年一月七日

山口地方裁判所

予審判事

柳 田 躬 則

右臆本也

前同日於同庁

裁判所書記

三 原 萬 吉

⑦事件(昭和五年二月一日判・決殺人未遂被告事件)

予審終結決定

本籍並住居

山口県吉敷郡□□村□□百□□番地

漁業

S D 一 雄

明治二十六年十二月□□日生

右之者ニ対スル殺人未遂被告事件ニ付予審ヲ遂ケ決定スルコト左ノ如シ

主 文

本件ヲ山口地方裁判所ノ公判ニ付ス

理 由

六五(六五)

被告人ハ大正八年中山口県吉敷郡□村F I 繁治郎ト養子縁組ヲ為シ同人ノ娘固ト夫婦ニ為リタルモ性来酒癖悪シク素行修ラサルヲ遂ニ大正十三年中養家ヨリ離縁セラレ且固ト離婚スルニ至リタルカ実家ノ戸主タル兄稔頭ノ仕送りノミニ依リテハ到底經濟上満足ナル生活ヲ為ス能ハス且固トノ間ニハ子サヘアル仲ナレハ心密カニ復縁ヲ希望シ其機ヲ待チ居タルモF I 一家ニ於テ全然其意思ナキ為復縁ノ見込ナキコトヲ知りテ自暴自棄ト為リ爾來一時慎ミ居タル飲酒ニ耽リ初メ曩ニ被告人カ尼ヶ崎市ニ於テ労働ニ從事中瀕死ノ大火傷ヲ負ヒ遂ニ左手不具ノ身ト為リタル際ノ如キモ其頃ハ未タF I 家ニ在籍中ナリシニ拘ラス其一家ノ者カ恬トシテ顧ミサリシ當時ノ無情冷淡ナル仕打ヲモ想ヒ起シF I 繁治郎夫婦及固ヲ深ク恨ミ寧口右三名ヲ殺害シテ鬱憤ヲ霽ラサンコトヲ決意シ昭和五年八月二日午前一時頃前記繁治郎居宅ニ到リ表入口ヨリ屋内ニ侵入シ同家六畳寢室ニ於テ所携ノ被告人所有手斧(証第一号)ヲ以テ右繁治郎ノ頭部顔面、左肩部等及同人ノ妻、F I ナホノ頭部等ニ斬付ケタルモ同人等ノ為ニ其凶器ヲ取上ケラレタル為メ右兩名ノ前記ノ部位ニ夫々全治ニ週間位ヲ要スル創傷ヲ与ヘタルニ止マリ殺害ノ目的ヲ遂ケサリシモノナリ

以上ノ事實ハ公判ニ付スルニ足ルヘキ嫌疑アリテ之ヲ法律ニ照スニ被告人ノ所為ハ刑法第三百三十条、第九十九条、第二百三条、第五十五条、第五十四条第一項後段、第十条ニ該当スル犯罪ナリト思料シ刑事訴訟法第三百十二条ニ則リ主文ノ如ク決定ス

昭和五年十月十一日
山口地方裁判所
予審判事 柳田躬則
右臈本也
前同日於前同庁
裁判所書記

⑩事件(昭和七年二月二〇日判決・強盜殺人被告事件)

予審終結決定

本籍並住居

山口県美祿郡□□町大字□佐□□□百□□□番地
精米業

A M 鶴千代

明治十四年十二月〇日

右ノ者ニ対スル強盜殺人被告事件ニ付予審ヲ遂ケ決定スルコト左ノ如シ

主文

本件ヲ山口地方裁判所ノ公判ニ付ス

理由

被告人ハ大正十三年二月頃ヨリ美弥郡□□町ニ於テ精米業ヲ営ミ居タルモノナル処近時同業者ノ増加ト財界ノ不況ニ從ヒ収支相償ハス營業困難トナリ自然各所ヘ不義理ノ借財相嵩ミ昭和二年以來

電力料金不払ノ為精米機用ノ送電ヲ停止セラレ本年二月中旬頃ヨリ事實上營業ヲ廢止スルノ已ムナキニ至リタル為家計益々困難ニ陥リ居タル折柄同郡□□村H D庄一ヨリ金四十円余ノ貸金債権ニ付自宅ニ備付ケアル精米機ノ差押ヲ受ケ其競売期日ヲ同年五月一日ト指定セラレタルモノナルカ万一之カ競売等ノコトアランカ各債権者ハ之ヲ聞知シテ一時ニ蜂起シ被告人ニ対シ貸金ノ弁済方ヲ請求スヘク果テハ被告人一家ハ他所ニ流転セサルヲ得サル窮狀ニ陥ル虞アルヲ以テ被告人ハH D庄一ニ懇請シ同月十五日迄延期方取計ヲ受ケタルモ金策出来サリシ為更ニH Dニ懇願シタル結果同月二十五日迄ニ金円支払ヲ為スヘキ約ノ下ニ同月三十一日迄延期スルコト、ナリ競売期日ハ同年六月一日ト變更セラレタルヲ以テ之カ金策方百方奔走シタルモ遂ニ意ヲ得ス金策ノ途ナキニ至リタルヨリ予テ居町近隣ニ居住シ白米商ヲ當ミ居ル被告人ノ養母ノ弟Y D伊三郎(七十歳)カ相当金円ヲ貯ヘ居ル処ヨリ同人ニ懇願シテ金円ヲ借受ケ其窮地ヲ脱セムモノト思惟シタルモ予テ同人ヨリモ金円ヲ借受ケ未タ之カ弁済ヲ為シ居ラサル關係モアリ殊ニY D伊三郎ハ輒ク金錢ノ融通ヲ為シ呉レサル人柄ナルコトヲ熟知セル被告人ハ如何ニセシカト躊躇シ居タル折柄偶同年五月二十一日午後九時過頃右Y D伊三郎カ入浴ノ帰途被告人宅前道路ヲ通行スルヲ認メタルヨリ被告人ハ伊三郎ノ後ヲ追ヒ同人ト共ニ伊三郎方ニ赴キ同家奥三畳ノ間ニ於テ同人ニ対シ右ノ窮狀ヲ訴ヘ金借方ヲ懇願シタルモ同人ハ之ヲ素氣ナク拒絶シテ戸棚ヨリ寝具ヲ取出シ寢

山口における陪審裁判(1)

ニ就カントシタルヨリ尚其枕元ニ坐シテ更ニ再三金借方哀訴歎願シタルモ伊三郎ハ之ヲ承諾セサルノミナラス却テ被告人ヲ惡罵シタル為被告人ハ痛ク其無情ナル態度ニ憤激スルト共ニ伊三郎ヨリ金円ヲ得ルニアラサレハ焦眉ノ窮狀ヲ脱スル能ハサルコトヲ想到シ茲ニ於テ寧ロ伊三郎ヲ殺害シテ金円ヲ奪取センコトヲ決意シ傍ニ在リタル西洋式手拭ヲ以テ仰臥セル伊三郎ノ隙ヲ窺ヒ同人ノ頸部ニ之ヲ巻付ケ力ヲ極メテ之ヲ引絞メテ同人ヲ殺害シタル後同三畳ノ間箆筒内ニ納メアリタル伊三郎所有ノ現金六十四円二十錢ヲ強取シタルモノナリ

以上ノ事實ハ之ヲ公判ニ付スルニ足ルヘキ犯罪ノ嫌疑充分ニシテ法律ニ照スニ被告人ノ所為ハ刑法第二百四十条ニ該当スルヲ以テ同法条ヲ適用シ処断スヘキ犯罪ナリト思料ス
仍テ刑事訴訟法第三百十二條ニ則リ主文ノ如ク決定ス

昭和六年九月二十二日

山口地方裁判所

予審判事 西 卷 芳二郎

右謄本也

前同日於同庁

裁判所書記

⑫事件(昭和九年一〇月二日判決・殺人教唆及死体遺棄教唆被告事件)
予審終結決定

六七(六七)

ハ資 料V

修道法学 三一卷 一號

六八(六八)

本籍並住居

山口県阿武郡□□村字□□第□□百□□番地
農

T B ハル

明治六年十月□日生

本籍並住居

同県萩市大字□□字□□第□□百□□番地

U Y 強助

明治三十四年四月□日生

右ハルニ対スル殺人教唆、死体遺棄教唆及強助ニ対スル殺人、死体遺棄各被告事件ニ付予審ヲ遂ケ決定ヲナスコト左ノ如シ

主 文

本件ヲ山口地方裁判所ノ公判ニ付ス

理 由

第一、被告人TBハルハ

一、肩書居部落ニ於テ中流以上ノ生計ヲ営ミ居ル者ナルトコロ
其二男戸主TB邦春(明治三十四年十一月□日生)カ数年来高利貸ヲ為シテ家業タル農業ヲ顧ミス性極メテ貪婪且冷酷ナル為メ親戚部落民等ヨリ甚タシク嫌忌セラレ被告人等カ説諭勧告スルモ絶ヘテ其言ニ耳ヲ藉サントセサルノミナラス却ツテ之ニ反抗シ昭和六年頃以來同人ノ為メTB一家ノ者ハ他ノ部落民ヨリ殆ント交際ヲ断タレ居ル状態ナルニヨリ被告人ノ心勞一方ナラサリシカ一方

邦春カ数度娶リタル妻女ハ何レモ被告人トノ不和ノ為メ離縁ト為リ殊ニ最後ノ妻ニシテ昭和六年頃実家ニ逃ケ帰リタル日TN孝子ハ邦春力之ヲ萩市内ニ別ニ居ヨ構ヘシムルノ已ムナキニ至リタリ右ノ如キ事情ノ下ニ被告人ト邦春トノ間ニハ数年来常ニ喧嘩口論ノ絶間ナク被告人ハ其煩勞ト心痛ニ堪エサル余リ邦春ヲ殺害スルノ外ナシト思惟スルニ至リ昭和八年夏頃當時被告人方ニ家事ノ手伝ニ来居タル甥IN一元ニ対シ右事情ヲ訴ヘテ邦春殺害方ヲ依頼シタルモ峻拒セラレタルヲ以テ其後間モナク當時邦春ト山林立木売買ノ事ニ付確執ヲ生シ居タル甥UY強助カ被告人ノ肩書居宅ニ来リ邦春ノ処置ノ不法ヲ訴ヘテ其調停方依頼スルヤ更ニ同人ニ対シ邦春ノ為メ自己カ心勞シ居ル事情ヲ陳ヘ邦春ハ到底他人ノ調停勸告ヲ聞キ入ル、者ニ非サル故寧口同人ヲ殺害シ呉レ度ク其報酬トシテ金五十円ヲ供与スヘキ旨申シ向ケテ邦春殺害方ヲ依頼教唆シ其後數回強助ニ其決行方ヲ慫慂督勵シ依テ強助ヲシテ該教唆ニ応シ同年十二月二十三日其肩書居宅ニ於テ邦春ヲ殺害セシメ

二、次テ同年十二月二十五日強助カ被告人宅ニ来リテ邦春殺害ノ目的ヲ遂ケ其死体ハ自宅裏山中ニ埋匿シ置キタル旨告クルヤ埋メ置キテハ単ニ邦春ノ行衛不明ト云フニ過キサレハ戸主タル同人ヲ戸籍面ヨリ除クコト能ハサル故人ノ踏易キ場所ニ首ヲ吊リ自殺シタル如ク装ヒ死体ヲ遺棄シ置クヘキ旨教唆シ依テ強助ヲシテ該教唆ニ応シ同年二十九日午前二時頃右裏山ニ埋メアル邦春ノ死体ヲ掘り出シテ之ヲ約二十町距リ居ル萩市大字□□字□□間□□山

林中ニ遺棄セシメ

第二、被告人UY強助ハ

一、昭和七年初頃前記TB邦春ニ対スル金七十円ノ借入金債務ノ担保トシテ自己所有ノ山林立木(価格約二百五十円)ヲ買戻ノ特約ヲ附シテ同人ニ売渡シ置キタルカ同年秋頃該債務弁済ノ資金ヲ得ル為メ右立木ノ一部ヲ同人ニ無断ニテ他ニ売却シタルトコ口其後邦春ハ右売買ノ契約書ニ買戻約款ノ書入レアラサリシヲ奇貨トシ立木ハ全部自己ノ買取りタルモノニシテ買戻ノ約ヲ為シタルコトナク被告人カ其一部ヲ他ニ売却シタルハ二重売買ナルヲ以テ告訴スヘシト威嚇スルコト屢々ナルニヨリ憤懣ノ念ニ堪エサル折柄昭和八年八月頃被告人ハル方ニ赴キ同人ニ対シ右事情ヲ訴ヘテ其調停方ヲ依頼シタルニ前記第一ノ一ノ如ク同人ヨリ金五十円ヲ供与スヘキニヨリ邦春ヲ殺害シ呉レ度キ旨依頼セラレ其後屢々其決行方ヲ慫慂督励セラレタルニヨリ遂ニ其意ヲ決シ時機ヲ窺ヒ居ル内同年十二月二十一日邦春カ前記立木売買ノ事ニ付被告人ノ肩書居宅ヲ訪レ来リタルヲ以テ此期ヲ逸スヘカラスト為シ其滞在中ナル同月二十三日午前八時頃家人不在ニシテ邦春カ居宅台所圍炉裡傍ニ胡座シ居ル隙ニ乗シ附近ニ有合セタル唐鍬(証第一号)ヲ揮ツテ後方ヨリ同人ノ右顚顚部ヲ強打シ同人カ内庭土間ニ転落スルヤ続イテ更ニ右鍬ニテ其左顚顚部及前頭部ヲ毆打シ因テ同人ヲシテ頭蓋骨複雑骨折及腦髓出血ノ為メ即死セシメ

二、次テ同月二十五日右ハル方ニ赴キ同人ニ対シ邦春殺害ノ目

山口における陪審裁判(1)

的ヲ遂ケタル旨報告シテ約定ノ報酬金ヲ受取り死体ハ自宅裏山ニ埋メ置キタル旨告ケタルトコ口前記第一ノ二ノ如クハルヨリ該死体ヲ人目ニ付キ易キ場所ニ遺棄スヘキ旨命セラレタルヲ以テ同月二十九日午前二時頃家人ノ熟睡中ヲ窺ヒ密カニ右埋匿シアル死体ヲ掘り出し約二十町距リ居ル萩市大字□□字□□間□□山林中ニ運搬投棄シ以テ之ヲ遺棄シタルモノナリ

右ノ事実ハ之ヲ公判ニ付スルニ足ルヘキ嫌疑十分ニシテ被告人ハルノ所為ハ刑法第九十九条第六十一条、第九十条第六十一条ニ被告人強助ノ所為ハ刑法第九十九条第九十条ニ各該当スルモノト思料ス

仍テ刑事訴訟法第三百十二条ニ則リ主文ノ如ク決定ス

昭和九年六月六日

山口地方裁判所

予審判事 吉田正之

右臆本也

同日於同庁

裁判所書記

資料二 第一審判決書

山口地方裁判所で行われた陪審裁判の判決原本は、山口地方検察庁に保存されている。ただし、公訴棄却となった③事件(昭和四

六九(六九)

年二月三日判決・強姦致傷被告事件、ならびに無罪となつた⑤事件(昭和五年三月一九日・強盗強姦被告事件)および⑧事件(昭和六年五月二八日判決・強盗殺人被告事件)は、保存期間が「永久」ではなかつた、めか、現在は保存されていない。

①事件(昭和四年二月二六日判決・尊属傷害致死事件)

昭和四年二月十六日宣告

裁判所書記 田村久熊⑨

判決

本籍 島根県那賀郡□□村大字□□第□□□□番地

住居 山口県厚狭郡□□村大字□□字□□

瓦製造販売業

K T 清吉

明治三十二年十月□日生

右傷害致死被告事件ニ付当裁判所ハ検事杉本時三郎関与ノ上審理

判決スルコト左ノ如シ

主 文

被告人ヲ懲役二年ニ処ス

押収ニ係ル垂木(証第一号)ハ之ヲ没収ス

訴訟費用ハ被告ノ負担トス

理 由

被告人ハ昭和三年十二月九日山口県厚狭郡□□村ナル自宅ニ於

テ酩酊セル実父KT力太ト口論ノ末垂木(証第一号)ヲ以テ力太ノ頭部其他ヲ毆打シ其頭部其他ヲ傷害シタルモノナリ右事實ハ陪審ノ評議ニ付シ其答申ヲ採択シテ之ヲ認ム

法律ニ照スニ被告人ノ右所為ハ刑法第二百四条ニ該当シ同条所定ノ懲役刑ヲ選択ノ上其刑期範圍内ニ於テ主文ノ刑ヲ量定処断シ証第一号ノ垂木カ被告人ノ所有ナルコトハ被告人ノ当公廷ニ於ケル其旨ノ供述ニ依リ之ヲ認メ右垂木ノ没収ニ付テハ刑法第十九条ニ則リ又タ訴訟費用ノ負担ニ付テハ刑事訴訟法第二百三十七条第一項ヲ適用シ主文ノ如ク判決ス

昭和四年二月十六日

山口地方裁判所刑事部

裁判長判事 矢島 憲明 ⑨

判事 小玉平太郎 ⑨

判事 木村 幾太 ⑨

②事件(昭和四年七月一八日判決・放火及放火未遂事件)

昭和四年七月十八日宣告

裁判所書記 田村久熊⑨

判 決

山口県厚狭郡□□村大字□□字□□

鍛冶職

M S 峰 雄

明治三十四年十一月□□□日

右放火及放火未遂被告事件ニ付当裁判所ハ判決スルコト左ノ如シ

主 文

被告ヲ懲役四年ニ処ス

訴訟費用中予審ニ於テ証人MTイチ、MSヤナ(儀作母)、MSフサノ、KM孝八、KS五六、MS近一、MK嘉一、MT又一ニ対シ又當審ニ於テ証人MK嘉一、NOユキ、MSフサノ、MSヤナ(儀作母)、MTイチ、IUキク、MS近一、KS五六、KM孝八、MT又一、MS彦作、MSヤスノ、MT元平、HK周一、HS豊作、UR常義、YD仙二ニ対シ支給シタル部分ハ被告ノ負担トス

被告カ厚狭郡□□村大字□□字□□MS國雄方住家ヲ燒燬セント決意シ昭和四年一月十四日午後八時半頃縋繩ヲ長サ約五寸ノ繩ト為シ其一端ニ燐寸軸木約十本ヲ括リ付ケ其周囲ヲ新聞紙ニテ巻キ(証第十八、十九号)右繩ノ一端ニ火ヲ点シ之ヲ携ヘテ右國雄方ニ趣キ同家木造藁葺平家建住家西側ノ屋根裏ニ差込ミ放火シタルモ隣人MS浦太郎ニ発見セラレ其屋根裏周圍一尺位ヲ燒燬シタルノミニテ消止メラレタリトノ公訴事實ニ付テハ被告ハ無罪

理 由

被告ハ山口県厚狭郡□□村大字□□字□□MSフサノ方住家ヲ燒燬セント決意シ昭和四年三月二十二日午後八時頃「ハンカチ」

山口における陪審裁判(1)

ヲ裂ヒテ長サ四・五寸位ノ繩ト為シ之ニ燐寸軸木十四・五本ト婦人結髮用セルロイド製ピン十五・六本トヲ黒糸ニテ括リ付ケ(証第三号)之ヲ携ヘテフサノ方木造藁葺四方尾垂瓦葺平家建住家ノ西側ニ赴キ所携ノ燐寸ニ点火シ竹竿ニ挟ミテ之ヲ西横側ノ藁葺屋根裏ニ差込マントシタルトコロフサノニ発見誰何セラレテ逃亡シ住家燒燬ノ目的ヲ遂ケサリシモノナリ

右事實ハ陪審ノ評議ニ付シ其答申ヲ採択シテ之ヲ認ム

法律ニ照スニ被告ノ右所為ハ刑法第一百二十二条第百八条ニ該當シ有期懲役ヲ選択シ未遂ニ係ルヲ以テ同法第四十三条前段第六十八條ニ依リ其刑ヲ減輕シタル刑期範圍内ニ於テ主文ノ刑ヲ量定処断シ公訴訴訟費用中主文第二項記載ノ部分ニ付テハ刑事訴訟法第二百三十七條ニ依リ負担ヲ定メ(イ)主文第三項記載ノ公訴事實及(ロ)被告カ山口県厚狭郡□□村大字□□字□□MS儀作方住家ヲ燒燬セント決意シ昭和三年八月十一日午後九時前頃同人方北側道路ニ到リ長サ三寸周圍三寸位ノ藁束二本及燐寸軸木約十本ト竹箸トヲ挿シ更ニ其周圍ヲ「タオル」布片ニテ巻キ(証第一、二号)該線香ニ点火シテ同人方木造藁葺平家建住家西北屋根裏ニ差込ミ放火シタルモ通行人NO米松ニ発見セラレ屋根裏ノ一部ヲ燒燬シタルノミニテ消止メラレタリトノ公訴事實ハ孰レモ陪審ノ然ラストノ答申ニヨリ其事實ヲ認メ難シ而シテ(ロ)ノ公訴事實ハ判示事實ト連続關係アルモノトシテ公訴アリタルモノナルヲ以テ特ニ主文ニ於テ無罪ノ言渡ヲ為スヘカラサルモ(イ)ノ主文第三項記載ノ

公訴事実ニ付テハ陪審法第九十七条第三項前段ニ則リ無罪ノ言渡
ヲ為スヘキモノトス仍テ主文ノ如ク判決ス

検事相原守正本件公判ニ関与ス

昭和四年七月十八日

山口地方裁判所刑事部

裁判長判事 小玉平太郎 ㊦

判事 木村 幾太 ㊦

判事 和田仁四郎 ㊦

④事件(昭和四年一月二日判決・放火事件)

昭和四年十一月二十一日宣告

裁判所書記 山本重一 ㊦

判決

本籍 山梨県北巨摩郡□□村□□□割□□番地

住居 下関市□□町□□

写真業

Y U 鶴 作

明治三十四年十一月□□日

右放火被告事件ニ付当裁判所ハ審理判決スルコト左ノ如シ

主 文

被告人ヲ懲役貳年六月ニ処ス

訴訟費用ハ被告人ノ負担トス

理 由

被告人ハ昭和四年八月二十八日午後七時頃下関市□□町□□番NM
框ノ所有ニ係リMD重盛及其家族ノ居住セル同市□□町□□通
り□□番地所在家屋ヲ燃燬センコトヲ企テ同家屋階下写真用暗
室ノ片隅ニ放置シアリタル襦袢(証第一号)ニ放火シタルモ右M
D重盛ニ発見セラレ消止メラレタルタメ右燃燬ノ目的ヲ遂ケサリ
シモノナリ

右事実ハ陪審ノ評議ニ付シ其答申ヲ採択シテ之ヲ認ム

法律ニ照スニ被告人ノ右所為ハ刑法第一百十二条第百八条ニ該当ス
ルトコロ所定刑中ノ有期懲役刑ヲ選択シ尚ホ同法第四十三条前段
第六十八条ニ依リ未遂減輕ヲ施シタル刑期範圍内ニ於テ主文ノ刑
ヲ量定処断シ訴訟費用ノ負担ニ付テハ刑事訴訟法第二百三十七条
第一項ヲ適用シ主文ノ如ク判決ス

検事杉本時三郎関与ス

昭和四年十一月二十一日

山口地方裁判所刑事部

裁判長判事 矢崎 憲明 ㊦

判事 武内 勇平 ㊦

判事 木村 幾太 ㊦

⑥事件(昭和五年五月一日判決・放火被告事件)

昭和五年五月十日宣告

裁判所書記 田村久熊[㊟]

判決

本籍 福岡市□□町□□番地
住居 下関市□□町□□番地

医師

H D 哲雄

明治十七年七月□日生

右ニ対スル放火被告事件ニ付当裁判所ハ検事田口環関与ノ上審理
判決スルコト左ノ如シ

主文

被告人ヲ懲役七年ニ処ス

訴訟費用ハ被告人ノ負担トス

理由

被告人ハ昭和四年十二月二十二日午前三時頃下関市□□町□番地
A Y 三郎方居宅裏側軒下ニ放火シ因テ同家ヲ燃燬シタルモノナリ
右事実ハ陪審ノ評議ニ付シ其答申ヲ採択シテ之ヲ認ム
法律ニ照スニ被告人ノ右所為ハ刑法第百八条ニ該当スルトコロ所
定期中有期懲役刑ヲ選択シ其刑期範圍内ニ於テ主文ノ刑ヲ量定処
断シ訴訟費用ノ負担ニ付テハ刑事訴訟法第二百三十七条第一項ヲ
適用シ主文ノ如ク判決ス

昭和五年五月十日

山口地方裁判所刑事部

山口における陪審裁判(1)

裁判長判事 竹内 勇平[㊟]

判事 木村 幾太[㊟]

判事 和田仁四郎[㊟]

⑦事件(昭和五年二月二日判決・殺人未遂被告事件)

昭和五年十二月十一日宣告

裁判所書記 山本重一[㊟]

判決

本籍 山口県吉敷郡□□村□□百□□番地
住居 同上
漁業

同上

S D 一雄

明治二十六年十二月□□日生

右ノ者ニ対スル殺人未遂被告事件ニ付当裁判所ハ検事滝石政治郎
関与審理判決スルコト左ノ如シ

主文

被告人一雄ヲ懲役三年ニ処ス

押収ニ係ル手斧一挺(証第一号)ハ之ヲ没収ス

訴訟費用ハ全部被告人ノ負担トス

理由

被告人ハ昭和五年八月二日午前一時頃山口県吉敷郡□村F I 繁治
郎方六畳寢室ニ於テ殺害ノ目的ヲ以テ犯意継続ノ上相次テ右繁治

七三(七三)

郎妻ナオノ頭部及繁治郎ノ頭部顔面左肩部等ニ被告人所有ノ手斧ヲ以テ斬リ付ケタルモ右両名ニ阻止セラレ殺害ノ目的ヲ遂ケサリシモノナリ

右ノ事実ハ陪審ノ評議ニ付シ其答申ヲ採択シテ之ヲ認ム

法律ニ照スニ被告人ノ右所為ハ刑法第九十九條第二百三條第五十五條ニ該当スルヲ以テ有期懲役刑ヲ選択シ其刑期範圍内ニ於テ主文ノ刑ヲ量定処断シ押収ニ係ル手斧一挺(証第一号)ハ本件犯罪ノ用ニ供シタル物件ニシテ被告人以外ノ者ニ属セサルヲ以テ刑法第十九條ニ依リ之ヲ没収スヘク訴訟費用ハ刑事訴訟法第二百三十七條第一項ニ則リ全部被告人ヲシテ負担セシムヘキモノトス仍テ主文ノ如ク判決ス

昭和五年十二月十一日

山口地方裁判所刑事部

裁判長判事 矢崎 憲明 ㊦

判事 竹内 勇平 ㊦

判事 星野 武雄 ㊦

⑨事件(昭和六年七月一四日判決・殺人被告事件)

昭和六年七月十四日宣告

裁判所書記 山本重一 ㊦

判決

本籍並住居

山口縣厚狹郡□□□□村第□□□□番屋敷

無職

F M 勘 一

明治二十三年四月□□日生

右ノ者ニ対スル殺人被告事件ニ付当裁判所ハ検事松野甚之助関与審理ヲ遂ケ判決ヲ為スコト左ノ如シ

主 文

被告人ヲ懲役七年ニ処ス

押収ノ古帯一筋(証第一号)ハ之ヲ没収ス

訴訟費用ハ全部被告人ノ負担トス

理 由

被告人ハ昭和六年四月二十日午前十一時頃山口縣厚狹郡□□□村第□□□□番屋敷被告人宅附近ノ墓地ニ於テ殺意ヲ以テ被告人着用ノ木綿古帯(証第一号)ニテ実父勘五郎ノ頸部ヲ絞扼シ因テ同人ヲシテ窒息ノ結果死亡セシメタルモノナリ

右ノ事実ハ陪審ノ評議ニ付シ其答申ヲ採択シテ之ヲ認メタリ

法律ニ照スニ被告人ノ判示所為ハ刑法第二百條ニ該当スルヲ以テ所定刑中無期懲役刑ヲ選択処断スヘキトコロ犯罪ノ情状憫諒スヘキモノアルモノト認ムルヲ以テ同法第六十六條第六十八條ヲ適用シテ右刑ヲ減輕シタル刑期範圍内ニ於テ被告人ヲ懲役七年ニ処スヘク押収ノ古帯一筋(証第一号)ハ判示犯行ニ供シタル被告人ノ所有物ナルヲ以テ同法第十九條ニ則リテ之ヲ没収シ訴訟費用ハ刑

事訴訟法第二百三十七條ニ從ヒ被告人ノ負担タルヘキモノトス
仍テ主文ノ如ク判決シタリ

昭和六年七月十四日

山口地方裁判所刑事部

裁判長判事 竹内 勇平 ㊦

判事 吉田 正之 ㊦

判事 由井健之助 ㊦

⑩事件（昭和七年一月二〇日判決・強盜殺人被告事件）

昭和七年一月二十日宣告

裁判所書記 山本重一 ㊦

判決

本籍並住居

山口縣美禰郡□□町大字□□四□□百□□番地

精米業

A M 鶴千代

明治十四年十二月□日

右ノ者ニ対スル強盜殺人被告事件ニ付当裁判所ハ檢事加藤成正閣
与審理ヲ遂ケ判決ヲ為スコト左ノ如シ

主 文

被告人ヲ無期懲役ニ処ス

訴訟費用ハ全部被告人ノ負担トス

山口における陪審裁判(1)

理 由

被告人ハ大正十三年頃ヨリ肩書居町ニ於テ精米業ヲ営ミ居タルモ
近時營業困難トナリテ諸所ニ負債ヲ生シ昭和六年二月中旬頃ヨリ
ハ料金不払ノ為メ精米機用ノ送電ヲ停止セラレテ事實上營業ヲ廢
止スルノ已ムナキニ至リタル結果益々生計ニ窮シタルノミナラス
同年四月債權者H D 庄一ヨリ金四十円余ノ債權ニ基キ前記精米機
ノ差押ヲ受ケ其競売期日ヲ再度延期シ貰ヒタル末同年六月一日ト
定メラレタルヲ以テ之カ金策方ヲ百方奔走シタルモ其意ヲ得ス苦
慮ヲ重ネ居タル折柄偶々同年五月二十一日午後九時頃居町内近隣
ニ住居セル被告人ノ養母ノ弟Y D 伊三郎（當時七十年）カ入浴
ノ帰途被告人宅前道路ヲ通行スルヲ認メタルヲ以テ直チニ同人ノ
一跡ヲ追ヒテ同人宅ニ赴キ同人ニ対シ右窮狀ヲ訴ヘテ金借方ヲ懇願
シタルモ同人ハ之ヲ峻拒シ同家三疊ノ間ノ戸棚ヨリ寢具ヲ取出シ
テ寢ニ就カントシタルヨリ更ニ重ネテ其枕下ニ坐シテ再三哀訴歎
願スルモ伊三郎ヨリ之カ承諾ヲ得サルノミナラス却テ惡罵ヲ加ヘ
ラレタル為メ太ク其無情ナル態度ニ憤激スルト共ニ伊三郎ヨリ金
円ヲ得ルニ非サレハ他ニ焦眉ノ窮狀ヲ脱スルノ途ナキコトニ想到
シ寧口同人ヲ殺害シテ金円ヲ奪取セントコトヲ決意シ直チニ傍ニ在
リタル西洋手拭ヲ伊三郎ノ頸部ニ巻付ケ力ヲ極メテ之ヲ引絞メテ
同人ヲ絞殺シタル上右三疊ノ間箆筒内ヨリ伊三郎所有ノ現金六十
四円二十錢ヲ強取シタルモノナリ

右ノ事実ハ陪審ノ評議ニ付シ其答申ヲ採択シテ之ヲ認メタリ

七五（七五）

法律ニ照スニ被告人ノ判示所為ハ刑法第二百四十条後段ニ該当スルヲ以テ所定刑中無期懲役刑ヲ選択シ訴訟費用ハ刑事訴訟法第二百三十七条第一項ニ則リ全部被告人ヲシテ負担セシムヘキモノトシ主文ノ如ク判決ス

昭和七年一月二十日

山口地方裁判所刑事部

裁判長判事 竹内 勇平 ㊦

判事 吉田 正之 ㊦

判事 由井健之助 ㊦

①事件（昭和八年四月十一日判決、放火未遂被告事件）

昭和八年四月十一日宣告

裁判所書記 林 隆式 ㊦

判 決

本籍並住居

山口縣玖珂郡□□村大字□□第□□□□百□□□□番地

農業

Y D 一 藏

当六十歳

右ノ者ニ対スル放火未遂被告事件ニ付当裁判所ハ檢事松野甚之助
関与ノ上審理ヲ遂ケ判決スルコト左ノ如シ

主 文

被告人ヲ懲役三年ニ処ス
訴訟費用ハ全部被告人ノ負担トス
理 由

被告人ハ昭和七年十一月二十三日午後四時三十分頃予テ不仲トナリ居タル山口縣玖珂郡□□村大字□□字畑ノY D長稔ノ住家ヲ燒燬センコトヲ決意シ右長稔方住家ニ延焼セシムル目的ヲ以テ同家ニ長稔方納屋及S D甲一方住家ヲ隔テテ隣接スル右甲一方納屋ノ壁際ニ古俵黍穀麥藁等ヲ重ネ其ノ上ニ板ヲ置キ所携ノ襪襦切ニ燐寸ヲ以テ点火シ之ヲ右黍穀ノ中ニ差込ミ放火シタルモ右甲一方納屋ヘ燃ヘ移ル前同家人ニ発見セラレ消止メラレタル為メ燒燬ノ目的ヲ遂ケサリシモノナリ

右ノ事実ハ陪審ノ評議ニ付シ其ノ答申ヲ採択シテ之ヲ認ム
法律ニ照スニ被告人ノ判示所為ハ刑法第八十八条第一百二十二条ニ該当スルヲ以テ所定刑中有期懲役刑ヲ選択シ同法第四十三条本文第六十八条ニ則リ未遂減輕ヲ為シ其ノ刑期範圍内ニ於テ被告人ヲ懲役三年ニ処断シ訴訟費用ハ刑事訴訟法第二百三十七条ニ從ヒ全部被告人ヲシテ負担セシムヘキモノトス
仍テ主文ノ如ク判決ス

昭和八年四月十一日

山口地方裁判所刑事部

裁判長判事 山崎 勝喜 ㊦

判事 辻 富太郎 ㊦

判事 由井健之助 ㊦

⑫事件（昭和九年一〇月三十一日判決・殺人教唆被告事件）

昭和九年十月三十一日宣告

裁判所書記 林 隆式 ㊦

判決

本籍並住居

山口縣阿武郡□□村字□□第□□百□□番地

農

T B ハル

明治六年十月□日生

右ノ者ニ対スル殺人教唆被告事件ニ付当裁判所ハ檢事榭原芳夫閣
与審理ヲ遂ケ判決スルコト左ノ如シ

主 文

被告人ヲ懲役三年ニ処ス

未決勾留日数中百二十日ヲ右本刑ニ算入ス

訴訟費用ハ全部被告人ノ負担トス

理 由

被告人ハ其ノ二男ニシテT B家ノ戸主タルT B邦春カ數年來高利
貸ヲ為シテ家業タル農ヲ顧ミサルノミナラス資性貪婪且冷酷ナル
カ為親戚部落民等ヨリ嫌忌セラレ昭和六年頃以來T B一家ノ者ハ
同人ノ為他ノ部落民ヨリ殆ト交際ヲ絶タレ居ル状態ト為リ被告人

山口における陪審裁判(1)

等ニ於テ極力説諭勸告ニ努ムルモ更ニ改悛ノ情ナク却テ之ニ反抗
シ来リシカハ被告人ノ心旁一方ナラサリシカ他方邦春カ數度娶リ
タル妻ハ何レモ被告人トノ不和ノ為離縁ト為リ邦春ニ於テハ已ム
ナク最後ノ妻タルH T N孝子ヲ萩市内ニ別居セシメタル如キ事情
アリテ被告人ト邦春トノ間ニハ常ニ喧嘩口論ノ絶間ナカリシヨリ
被告人ハ其ノ煩勞心痛ニ堪ヘサル余リ昭和八年八月頃ヨリ同年十
月頃迄ノ間被告人ノ肩書居宅其ノ他ニ於テ當時既ニT B邦春殺害
ノ意ヲ決シ居リタルU Y強助ニ対シ其ノ情ヲ知りテ邦春ヲ強助方
ニ遣ルヘキ旨ヲ告クル等其ノ意思ノ実行方ヲ慫慂シテ其ノ決意ヲ
強固ナラシメ以テU Y強助カ同年十二月二十三日萩市大字□□字
□□第□□番地ナル自宅ニ於テ右邦春ヲ殺害シタル行為ニ
付精神の幫助ヲ与ヘタルモノナリ

右ノ事實ハ之ヲ陪審ノ評議ニ付シ其ノ答申ヲ採択シテ之ヲ認ム
法律ニ照スニ被告人ノ判示所為ハ刑法第六十二条第百九十九条ニ
該当スルヲ以テ所定ノ有期懲役刑ヲ選択シ同法第六十三条第六十
八条ニ從ヒ減輕ヲ為シタル刑罰範圍内ニ於テ被告人ヲ懲役三年ニ
処スヘク尚同法第二十一条ニ依リ未決勾留日数中百二十日ヲ右本
刑ニ算入スヘク訴訟費用ハ刑事訴訟法第二百三十七条第一項ヲ適
用シ全部被告人ヲシテ之ヲ負担セシムヘキモノトス

仍テ主文ノ如ク判決ス

昭和九年十月三十一日
山口地方裁判所刑事部

七七（七七）

裁判長判事 江本 清平 ㊦

判事 石丸友二郎 ㊦

判事 由井健之助 ㊦

⑫事件(昭和九年一〇月三一日判決、死体遺棄教唆被告事件)

昭和九年十月三十一日宣告

裁判所書記 林 隆式 ㊦

判決

本籍並住居

山口縣阿武郡□□村字□□第□□百□□□番地

農

T B ハ ル

明治六年十月□日生

右ノ者ニ対スル死体遺棄教唆被告事件ニ付当裁判所ハ檢事榑原芳夫関与審理ヲ遂ケ判決スルコト左ノ如シ

主 文

被告人ヲ懲役三月ニ処ス

未決勾留日数中三十日ヲ右本刑ニ算入ス

訴訟費用ハ全部被告人ノ負担トス

理 由

被告人ハ昭和八年十二月二十五日肩書居宅ニ於テUY強助ヨリ同人力殺害シタルTB邦春ノ死体ヲ山口縣萩市大字□□字□□□第

□□□番地ナル強助宅ノ裏山中ニ埋匿シ置キタルコトヲ聞知スルヤ強助ニ対シ人ノ見易キ場所ニ首ヲ吊リテ自殺シタルカ或ハ高所ヨリ転落シタル如ク装ヒテ其ノ死体ヲ遺棄シ置クヘキ旨教唆シ因テ強助ヲシテ該教唆ニ応シ同月二十九日午前二時頃右裏山ニ埋メアル邦春ノ死体ヲ掘り出し之ヲ同所ヨリ約二十町ヲ距ル同市大字同字同□□山林中ニ遺棄セシメタルモノナリ

右ノ事実ハ被告人ノ当公廷ニ於ケル判示同趣旨ノ供述及予審ニ於ケル共同被告人UY強助ニ対スル予審尋問調書中判示ニ照応スル同人ノ供述記載ニ依リ之ヲ認定ス

法律ニ照スニ被告人ノ判示所為ハ刑法第九十條第六十一條第一項ニ該当スルヲ以テ其ノ所定期限範圍内ニ於テ被告人ヲ懲役三月ニ処スヘク尚同法第二十一條ニ則リ未決勾留日数中三十日ヲ右本刑ニ算入スヘク訴訟費用ハ刑事訴訟法第二百三十七條第一項ヲ適用シ全部被告人ヲシテ之ヲ負担セシムヘキモノトス

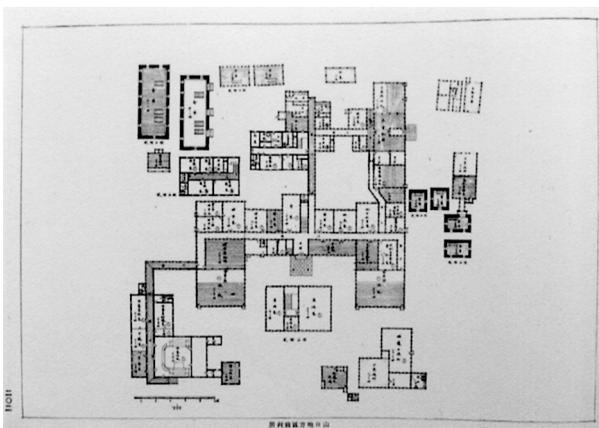
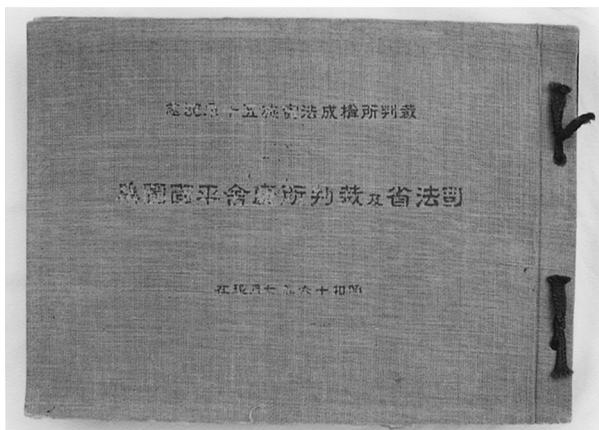
仍テ主文ノ如ク判決ス

昭和九年十月三十一日 山口地方裁判所刑事部

裁判長判事 江本 清平 ㊦

判事 石丸友二郎 ㊦

判事 由井健之助 ㊦



「山口地方区裁判所 平面図」

(司法大臣官房会計課編『裁判所構成法実施五十年記念 司法省及裁判所庁舎平面画集』1941年、所収)

(注) 図面左下に「陪審法廷」が、また左中ほど2階に「陪審員宿舎」が、増設されているのが分かる。

(右) 山口地方裁判所陪審法廷棟札
(左) 山口地方裁判所陪審員宿舍棟札



(表)

(右) 山口地方裁判所陪審法廷棟札
(左) 山口地方裁判所陪審員宿舍棟札



(裏)

山口地方裁判所蔵
撮影・矢野 達雄